

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p>議員定数に関する特別委員会会議録</p>			
日 時	平成14年 6月19日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時12分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	見楚谷委員長・佐野副委員長・横田・前田・成田・大竹 ・松本(光)・松本(聖)・古沢・渡部・北野・高橋 各委員		
説明員	市長、助役、総務部長、企画部長、財政部長、ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

**委員長**

それでは、ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に横田委員、高橋委員をご指名いたします。

この際、お諮りいたします。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成14年第1回定例会議案第57号については、審査の必要から、斉藤裕敬議員から説明及び意見を聞きたいと存じます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**委員長**

異議なしと認め、さように決しました。

付託案件及び継続審査案件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。

当委員会に付託されました陳情第75号、第77号、第79号、第81号「小樽市議会議員の法定上限数確保方について」、及び陳情第78号「小樽市議会議員定数の削減反対方について」の陳情者から当委員会において意見陳述の場を設けてもらいたい旨の申出があります。

この件について、委員会としては、委員会条例第27条の規定に基づく参考人招致を行うか否かについて、これまで理事会において協議を行ってまいりましたが、残念ながら、各党派間で意見の一致を見ることはできませんでした。

参考人招致については、委員会として意思決定する必要があるため、委員の皆さんのご意見を伺い、決定いたしたいと思えます。

これより。(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**古沢委員**

ただいまの委員長のお話では、大変疑問に思うのですが、本委員会に付託された陳情案件は5本であります。

その5本のうち、75号と77号については明確に陳情項目が二つ挙げられていまして、代表者等による趣旨の説明の場を求めているのが、その1項目であります。そのほかの78号、79号、81号についても、代表者の意見説明の場を求める同様の陳情趣旨が出されているわけです。

ご存知のとおり、この委員会におけるこの陳情の取扱いは、委員会において、これまで一言一句の審議がされていないことでもあります。陳情項目にかかわる点について、その入口で、事実上、審議拒否に当たるような委員長の議事裁き、これは、到底、同意できないと思えますが、いかがですか。

**委員長**

これは審議拒否というよりも、陳情書を各議員の皆さん方は受け取っているわけです。それについて、陳情の採決に関しては、通例、委員会の審議終了後、意見調整をしながら、最終的に陳情をどうするかという話をいたしております。

ただし、今回の陳情書の中には、さきほども申し上げましたように、意見陳述をしたいという旨の申出があるわけです。

それについて、審議終了後に、例えば陳情書を採決した場合には、審議が終了していますので、その陳情書の皆さん方の意思が伝わらないのではないかというような考えの中で、公平な立場の中から、ご審議が始まる前に皆さん方に問うて、そして陳情の説明を受けるか受けないか、それを決めていきたい。

せっかく陳情者の皆さん方も見えていますので、それはやはり配慮をしていかなければならないのではないかと

いう委員長の考えであります。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**古沢委員**

それでは、お尋ねしたいのですが、この5本の陳情案件は、いつ、だれによって当委員会に付託されたものですか。

**委員長**

75号に関しましては、平成14年5月31日に陳情が上がっております。それと第77号に関しましては、平成14年6月10日に議会に上がっております。それと、第78号につきましては、平成14年6月11日に議会に陳情書が上がっております。

**古沢委員**

お尋ねしたのは、当委員会に、この案件がだれによって、いつ付託されたのかということをお尋ねしています。

**委員長**

14年6月12日に本会議場で議長の発議の中で、各議員の賛成を得て当委員会に付託をされているということです。（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

**古沢委員**

会議規則ですが、その第77条に請願の委員会付託という規定があります。

議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。請願も陳情も扱いは同じです。

それで、委員会条例で第27条に参考人の規定があります。委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

つまり何をお尋ねしたいかといいますと、議長が特に必要があると認めて、当委員会に付託した案件であること、その陳情案件の陳情項目、特に明確に第75号と第77号については、陳情項目、2項目挙げられておりまして、その1項目であります。意見、趣旨説明をする場を設けてほしいという趣旨の項目であります。

これを含めて、今、委員長が提案されているような形で、当委員会の運営を裁こうとすれば、この委員会条例第27条、これは、参考人の出席を求めるには議長を経なければならないとありますけれども、少なくとも重要案件だということで、議長が当委員会に付託した事項であります。その陳情項目にかかわる点であります。

今の委員長の裁き方は、少なくとも、この委員会条例27条の趣旨に照らせば議長を経てのことかどうか、ちょっと念のためお伺いしておきたいと思います。

**委員長**

これは当委員会に付託をされております。それらの状況の中で、委員会の意思として、例えば参考人の招致を決定した場合に、例えば採択をされたという場合には、これは当委員会として議長の方に申入れをして、それから議長の方から参考人の方にいくような、そういう措置になっていると思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

**古沢委員**

少なくとも今日この場でこれから審議が始まるかという案件です。それを、出されてきている陳情項目の一つを審議の入口で、これは遠慮願おうと。ですから、最初にお話ししたように事実上の審議拒否ではないかと。委員長といえども、そういう議事裁きというのは越権行為ではないかと思うのです。再検討してください。（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

**佐野委員**

今、委員長の進め方について、議事進行で陳情の取扱いを言っているのですが、改めて確認をしなければならないことが一つあります。

それは、17日ですから月曜日の午前中に、陳情者の意見を聞くか聞かないかという、このことに関する理事会を

やりました。

そのときに議論になったのは、おおよそ一つは、この陳情の中身、願意について必要性があるのかどうかという、この議論が一つ。

もう一つは、陳情者の皆さんを呼ぶか呼ばないか、当日呼ぶということになると余りにも失礼だから、事前にきちっと決めて、呼ぶか呼ばないか決めて相手方に通知をしようという、この二つで理事会をやった。

ところが、北野委員からは、陳情者の皆さんは、別に17日に決めなくてもいいのだと。今日、まさにこの委員会で決めれば、それでいいのだということ陳情者の皆さんと話がついていまして、こういうことで、今日、呼ぶか呼ばないかの結論を委員会で出そうというのが、これは決まり事なのです。

したがって、今、委員長が当委員会で陳情者の意見を聞くか聞かないかというのを判断、結論を出すのは極めて約束事になっているということ、もう1回再確認したいと思いますので、委員長の今進めている議事で当然のことだということ、これを改めて申し上げて、進めていただきたい。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

#### **北野委員**

今、佐野委員から、そういう発言があったのですけれども、中身については後で委員長に聞きますが、いつもと委員長の議事裁きが違うのですけれども、議案第57号を審議するというので始まったのですよね。

#### **委員長**

呼ぶ呼ばないですね。

#### **北野委員**

そして参考人を呼ぶということなのですが、参考人は着席していないのです。それから提案者もそっちへ行っていない。

だから、議案について審議するときに、いつものとおり決められたところに座らないで、議員席にいて議事進行をかけるというのは、ちょっと提案者としては、いかがかということです。自分が提案したことを委員会の審議で是非をはっきりさせてくださいということで、あなたは提案したのでしょうか。それなのに席に行かないで、そうして、そこで、あれこれ言うというのはいかがかという問題が一つ。

だから、私は、直ちに席についていただきたい。

それから、二つ目、佐野委員が言われた冒頭の17日ですか、理事会を開いてうんぬんといったとき、意見が分かれています。

そこで、私は、17日に決めて、それから案内しても、私どもは陳情者に聞いたら、それでも結構です、喜んで出ていって意見の開陳をしたいというふうにおっしゃっていましたから、今日でもいいですよと言ったのは事実です。

あなたは、それをすり替えて、今日の冒頭という言葉を変えて入れているのです。私は、冒頭なんか、この間、説明なんかしていませんよ。いいですか。こういうすり替えをしたらだめなのです。ですから、私は、まず2点について聞きたい。

それから、議事進行の3点目は、6月12日に本会議で当委員会に付託されたのですから、これは今、委員長が言ったでしょう、12日に。それ以降、本委員会は開かれていないのです。あれから初めての委員会ですからね。

だから、陳情は、さきほど古沢委員が言ったように、この委員会では1回も審議されていないのです。それを冒頭、決着を図れば、これは陳情者の代表を呼ばないということはもとよりですけれども、陳情そのものを審議しないで結論を出すということと同じではないですか。

#### **横田委員**

これから審議する。違うかい。

#### **北野委員**

横田委員は、今これから審議するというのであれば、審議が終わってから、委員長が出すのであったら、まず、私は、聞く耳はありますよ。何も審議しないで、頭から意見を聞くとはどういうことですか。委員長の見解、3点求めます。

**委員長**

それでは、まず1点目から、提案者を前の席に座らせないで、なぜ今進めたかということです。

これは、審議が始まりますれば、当然、提案者の皆さん方には、所定の位置に座ってくださいと、これは今までやってきているルールでやっております。まだ、そこまで審議に入っているわけでないですから、それはおかしいのであります。

それと、冒頭の問題です。

これはさきほどもご説明をいたしましたように、陳情者の皆様方からご意見を徴して審議に入るのか否かという、それは委員長としては、審議が終わった後でそういうご意見を、もし聞く場が設けられれば、審議が終わっているわけですから、それは陳情者の皆さんに大変申しわけないだろうという配慮というのも必要だろうということで、本日の会議の冒頭の中で、皆さん方にお諮りをしているということです。

それと、6月12日に本会議場で付託をされました。それで審議を一度もしないで、陳情者の皆さん方の陳情に対して失礼でないかという話でありますけれども、これは、さきの理事会の中でも審議をしてきて、さきほども申し上げましたように、これは理事会において協議を重ねて行ってまいりましたが、残念ながら、各会派で意見の一致を見ることができませんでした。

これはさきほど申し上げましたように、一応、本日の委員会で陳情者の方々の陳述を受けるかどうかという理事会を2回ほど重ねてまいりました。それで17日に本委員会を開くべく用意は当然しておりました。

しかし、さきほど佐野委員からの議事進行の中でもありましたように、理事会の中で、北野委員の方から、そういう発言があったということを受けて、17日の本委員会を取りやめて本日の本委員会に今回の問題を回そうという、そういう合意がなされたということで、17日の本委員会は取りやめた経緯があるということです。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**北野委員**

経過の中で正確に言ってほしいのです。私の名前を再三出していますけれども、17日の日、予定外に本委員会を開くと言ったから、私は、そういうことはすべきでないと。

今日、協議するということについてはあたりまえの話です。だけれども、ここで決着つけるなどということについて私は同意はしていませんからね。だから、正確に言ってください。

**委員長**

今、北野委員の方から、決着をつけるという話はなかったということですが、これは17日の理事会を経て委員会、これは委員長として委員会を開けるわけですから、これを委員会が必要ないだろうということで、そういう申入れがあり、各会派の理事の皆さん方も、それであればということで、その部分では納得したわけです。それは北野委員もそうだと思うのです。

**北野委員**

そういうすり替えをやったらだめです。

**委員長**

すり替えではないです。当然、委員長権限として委員会を開いたことについて、（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

**北野委員**

委員長はそういうお立場だということはわかります。しかし、私は、17日の日、本委員会を開いて陳情者の代表

者からの意見聴取はしないということを決めるという話だったから、そういう委員会は開くべきでないと言ったのです。

私は、もともと陳情者の代表から陳情の意見を聞きなさいという立場ですから、そういうことを予定外の本委員会を開いて決着を図るなどということには賛成するわけないでしょう。

だから、当然、協議するという事になれば、当然、今日の理事会ということになるから、ここで議論して、呼ぶ呼ばないを議論することについては、これは避けがたいですから、協議するのはいいです。

けれども、私は一貫して、与党・提案者の皆さんが、委員長もそうですけれども、陳情者の意見を聞かないという立場については同意はしていませんから。だから、そういう立場で事を運んでいるということだけは正確にやっていただきたい。

#### **委員長**

これは17日の理事会を終わって、要するに、委員長の方から本委員会を17日の午前11時から開きたいということの提案をしたわけです。

そのときに、今回の陳情されている皆様方からは、要するに当日そういう連絡があっても間に合う、そういう話がありました。それで、本委員会を17日に開く必要はないのではないかという話があったわけです。

それで、各理事の皆さん方は、当日、そういう陳情の方々が間に合うのであれば、19日の本日の本委員会の中で決着をつけてもいいよという、そういう判断の中で、決まったものだ委員長としては、そう思っている。（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

#### **古沢委員**

私は、今日の委員会で当然5本の案件が審議に上るわけですから、そうすると、陳情項目、陳情趣旨について質疑はされるものだと思っていました。

ですから、その中で代表者等による説明の場を設けてほしいということに対しても、私自身は、設けるべきだという、そういう立場で意見も質問もする、そのつもりでしたのです。

けれども、さきほどの委員長の裁きで言えば、要するに、今までのあれこれの経緯は、それは当委員会の外であったことですが、当委員会は、入口で数で消してしまうといったら、質問することも意見を述べることもできないではないですか。そんな裁きに同意なんか到底できません。

#### **委員長**

これはすり替えの話であって、表に出るとか出ないかという話ではないと思うのです。そのために理事会を開きながら、委員長としては本委員会を開くべく17日に計画をしたわけです。そうですね。

それで、要するに審議ではなくて意見聴取をするかしないかを、まず決めたいということです。だから、今月の委員会の中では、当然、この願意はわかっているという皆さん方の発想ですから、それは本日の審議の中で当然行われるべきだろうと私は思います。（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

#### **古沢委員**

それでは、どうしてもそうやって裁くというのですから、私は、陳情者の意見を求めるべきだという点で議事進行をかけたいと思うのですが、先輩の議員の皆さんには釈迦に説法です。

請願権、陳情権というのはどういうものか。これは現行憲法の16条で戦後確立した制度です。これは憲法の趣旨と地方自治の趣旨に合致する制度として極めて重要な制度なのですが、憲法16条では「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、」と、これは16条です。これによって、戦前と違って、住民の直接の意見が地方議会に反映されるようになったわけです。

我々にとってみれば、これによって、直接、住民の意見を聞くことができる、それを議会活動に結びつけること

ができるという意味合いからも大変重要な意義を持っているのですが、であれば、地方自治法 109条、109条の2及び110条で、これらの請願権・陳情権とのかかわりでどのように規定されているかということ、いま一度見ておく必要があると思うのです。

今、手元に資料がないのでしょうからちょっとご紹介しますが、109条の4項では、「重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」、公聴会の規定です。

同第5項では、「調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。」、これを、できる規定だというふうに狭く読まれる方が結構いるのですが、趣旨を生かすということは、ぜひそうしなさいという規定で読まなければいけない法律なのです。

法律の構成要件をあなた方は知らないでしょうけれども、普通の方は「することができる」ということは、ちょっと聞いてください。することができる規定は、しなければならない規定と読み替えなければならない、そういう規定は法律の構成上はいくらでもあるのです。

それで、実は、「わかっているのだ、そういうことは」と呼ぶ者あり）だから釈迦に説法だと言ったでしょう。（発言する者多し）公聴会を、いや参考人を呼ぶか呼ばないかという場合には、ぜひ立件説明の場を求めている場合に、呼ぶべきだという立場にこそ立つというのが、住民自治を確立させるという議会人として当然の立場ではありませんか。

委員長、以上です。

#### **佐野委員**

議事進行、いいかい。

そんなこと、得々と請願権だとか陳情権の趣旨を言っているけれども、そんなことはあたりまえの話なのです。そういうことはわかった上で、長い時間をかけて、共産党も入って、みんなが入って、小樽の議会の運営をどうするかという、そういう一つのルールをきちっと決めて、小樽市議会に出される陳情や請願はどういう取扱いにすべきだ、こういうことをきちっと決めたルールがあるわけです。そのルールに基づいて、今回の請願・陳情については、我々は、願意もあり陳情趣旨はよく理解できるから、あえて陳情の意見を聞かなくてもけっこうだということを書いて、今、その結論を出そうという話をやっているわけで、今さら法律に基づいて請願権なんて、そんなことなんてわかった上での活性化の議論なのです。

それがだめだというのであれば、活性化で決めたことも全部だめだという、こういう議論になるという話ですからね。

#### **古沢委員**

活性化の話をしたら、もっとその先に大事なことがあるでしょう。

#### **北野委員**

ちょっと教えてください。

#### **委員長**

今、古沢委員の議事進行ですけれども、要するに意見を求めるためのそういう法律は確かにあります。

そのために、委員長としては公平な立場の中で、呼ぶか呼ばないかということ、皆さんに問わなければいけないのです。委員長の権限で呼びますとか呼びませんという話にはならないわけです、そのための委員会ですから。

それで、皆さん方に、これから各会派のご意見を順次聞いて、ここでもって決着をつけたいという話を今しているわけです。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

#### **北野委員**

ただいま佐野委員の議事進行にもかかわって委員長から見解が示されましたけれども、佐野委員の言っている件

で重大な問題があるのです。

この前も指摘しておきましたけれども、今回の陳情ですが、5本出されています。建設一般の阿部房江さん、民商の佐野さん、全生連の佐藤さん、明るい会の相場さん、この陳情者の陳情の文章から、あなた方は、おれはわかる、だから聞く必要がないと。

この議論の過程で、呼ぶ必要があるのは、陳情ないし請願の趣旨が不明の場合に呼ばばいいんだ式の話があったから、私から、冗談でないと、そういうのは受け付ける議長の段階で、ちゃんと意味不明なのは処理すればいいというふうに言ったのです。

今、札幌をはじめ多くのところは、こういう陳情・請願が出て、文書で請願の項目、陳情の項目、その趣旨がうる説明されていても、その代表者を呼んで話を聞くのです。

私たちは、義務的に全部呼べと言っていないのです。希望があったら呼びなさいと言っているのです。いいですか。だから、そういう札幌その他全国でやられていることに照らせば、佐野委員の言っていることは不そんです。

**佐野委員**

あなたの言っていることが不そんなの。何考えているのですか。

**北野委員**

ちょっと聞きなさい。

こういう趣旨が出されていても、なおかつ団体の関係者の意見を聞くということを他都市はやっているのです。それを、あなた方は、小樽は、これでもっておれはわかっているのだ、だから必要ないと。（「活性化の途中だから」と呼ぶ者あり）

活性化は、そういう問題は幾つもあります。幾つもありますよ。（「決めたのでしょうか」と呼ぶ者あり）

いや、決めてないっていうの。（発言する者あり）そういう問題は幾つもあります。持ち越している問題は幾つもあるのですよ。とりあえず進んでいる問題が幾つもあるのだよ。（発言する者あり）

言葉の端を取って、いろいろ（「よく言うよ、厚かましく」と呼ぶ者あり）

冗談でないですよ、あんた。何言ってるの。あんたは私に向かって何言うの。公明党のあなたは、あっちを向いてなさい。私が、いま発言しているのですから。

**委員長**

議事進行を進めてください。

**北野委員**

だから、妨害するから言っているのです。

活性化、活性化と言うけれども、全部が全部合意したのでないのは、あなたは百も承知でしょう。

とりあえずそういうことで、とりあえず暫定的に進めようということできているのですから、だから、それを継続して引き続き協議するという基本的なことが確立されているでしょう。私どもは、そういう範ちゅうに入るといふふうに考えていますから、だから、佐野委員の言っている、そういう趣旨を曲解して私に非難を浴びせるという事は全然筋違いだ。これについて委員長の見解を求めます。

**委員長**

これはさきほどから何回も言っております。

委員長として公平な立場で各委員の皆さん方の意見を徴して、それで決定をしていくということ、これは原則ですから、別に委員長がどちらかの方に偏って、委員長の方が、こうしなさいとか、あしなさいという話は一切しておりません。

そんなような状況の中で、理事会の中でも決着がつかなかったというような形を受けて、本日、最後という形の中で進んでおりますので、本日の委員会の中で、きちっとした形の中で通らなければ、逆に意見を聞いていただき

たいという皆さん方に失礼に当たるだろうという、これは大前提の中で皆さん方に問いかけをし、お尋ねをしているわけですから、それは理解をしていただきたいというふうに思います。（「委員長、議事進行」「もう、こうなったら無茶苦茶だな、これは。何でもありきだ。だめだ」と呼ぶ者あり）

### 古沢委員

議事進行ですから聞いてください。

平成10年の特別委員会の会議録を改めてまた開いてみました。これはさきほど佐野委員がおっしゃっていた、その集大成といいですか、一時集約といいですか、活性化決議につながった特別委員会でもあったと思うのですが、そのときに、どういうふうにしていたのかということ参考までに見ました。

9月の28日ですが、陳情代表者3名の出頭を求めて陳情の補足説明を受けて審議をしています。

これに対して、各会派より延べ102人が質問・意見をしています。11月の11日です。このときには、新日本婦人の会小樽支部の清水氏、同じくあしたば班の阿部氏、全国生活と健康を守る会後志小樽支部の今井氏、全日本年金者組合小樽支部の柴垣氏、4名を参考人として出頭を求め、補足説明を受けて審議をしています。各会派で延べ34人が質問・意見を述べています。

11月19日、北海学園大学の森教授を招いて議員定数についての意見を聞く、その場をつくりました。森教授の提言を中心にして、そのとき各会派より延べ52人が質問・意見を述べておられる。

12月21日、特別委員会の最終日ですが、各会派より、この日は延べ28人が質問をして、そのときに、平成10年の特別委員会の委員会意思として、議員定数削減が先にありきではなくて、まずは、議員の資質の向上、市民の側からすれば役に立つ議員、市議会議員の活動の姿・形が見える議員活動、市民に開かれた議会、議会の活性化を目指して頑張ることこそ、このことが今求められているというのが全体の一致点で、そして、議員定数は、その時点では、削減でなく現行どおりということで結論を持つに至ったというのが、平成10年の特別委員会、こういう審議をしている訳です。

ところが、今、委員長の議事裁きで言いましたら、何度も言いますけれども、陳情項目二つのうちの一つにかかわる点を、その入口で趣旨は十分わかっているからという方もいらっしゃるかもしれませんが、呼ぶか呼ばないかについて採決をしたいという議事裁きです。

採決すべきだという、例えば私なんかは、こうやって議事進行でしか発言できないじゃないですか、数で入口で消してしまうのですから。

こういう平成10年の特別委員会の初期の議会活性化の決議につながった、特別委員会の議論の在り方と比べてみても、ぜひとも委員長が提案していることについては再考を促したいと思います。

### 委員長

今、古沢委員の方から、前回の議員定数の特別委員会は、いろいろ陳情を受けながらやってきた、それは当然私もわかっております。

今回の特別委員会に当たっては、陳情第77号、これは陳情の代表者の意見を議会で聴取していただきたいという項目がついています。その陳情趣旨については、小樽市議会議員の定数を34名にしてくださいということの陳情であります。

さきほどからも何回も言っておりますように、委員長として、これは呼びましようとか、呼びませんとかという結論は、委員長本人からは出せないわけです。

当然、ご承知のように、理事会を経て、本委員会を経て、皆さん方のご意見を徴するのが、それとも、委員会で陳情の皆さん方の説明は要らないのか、聞かなくてもいいのか、それを決定するのがこの本委員会だと私は思っております。これは当然の話だと思います。

その議事裁きの中で、皆さん方が今、古沢委員もいろいろ前回の特別委員会のこともあり、また、法律のことも

あり、いろいろご説明をいただきました。

それを踏まえた中で、各委員の皆さん方にお諮りをして、本日見えている中に陳情の方々当然いっちゃと思うので、その方々に失礼のないようにという話の中で、委員長として今まで進めてきたのが経緯ですから、そこら辺を踏まえて議事進行していただきたい。

別に委員長が皆さん方委員に代わって、本日、陳情されているの方々のご意見を聞かないとか、呼びましょうとかという委員長の権限は、それができないわけですから、それを十分に踏まえた中での議事進行であればいいのですが、要するに、今の議事進行に関しては、何か理事会の中でやっているような、そんなような議事進行でないのかなというふうには私は思います。（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

#### **渡部委員**

この時点に来ていろいろと言いつつというのはあろうかと思えます。

特別委員会が設置されて今日で4回目です。その前段、運営の在り方について相当議論をしてきました。

そして、この定数問題について、ほぼ4回ぐらいの委員会を持って、そして2回定例会の中で決着を図っています。そのために、都度、理事会を開催して今日に来ている。

委員長のお話にありましたように、この陳情をめぐる発言とのかかわりについては、17日の10時から理事会を開催して議論をいたしました。

ご承知のように、佐野委員から失礼論ということまで出ておりました。失礼のないようにどう取り扱っていったらいいのか、そういう議論を進めて、ほぼ10時40分ぐらいに一定の話を終えて、11時から本委員会で議論と同時に結論を出そうということでありましたけれども、しかし、その必要がないということで最終の協議をしておりますので、理事会を含めて、これまでの取扱いについての手落ちということは決してないというふうには私は確信しておりますので、委員長の言われた裁きに基づいて進めていただきたいということを主張いたします。（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

#### **北野委員**

さきほどから、今日が最後だ最後だと。それは、私もさきほどの理事会で申し上げましたけれども、提案者は共産党以外の皆さんですから、共産党の質問に対してちゃんとかみ合って答えていただければ、今日で無事終わっているのです。

ところが、委員長が冒頭、本日の運営について述べたように、渡部委員から、前回答えられなかったことについて本日答えるということもあるのです。これは何回もやってきているのです。

だから、私は、まともに質疑し、答弁がなされていけば、今日で僕は別に問題はないと思います。

しかし、そういうことが二度、三度と繰り返されてきているわけですから、1回目のとき、2回目のとき、3回目、今日は4回目です。今日また、古沢さんや私が質問します。それに答えられなかったときは、一体どういうことになるのかということでしょう。

だから、それとのかかわりで陳情者の意見をどうするかということだって当然出てくるわけでしょう。だから、まず、この点をお伺いしたいということが一つ。

それから、もう一つは、陳情者の全体の陳情の趣旨を否定して、冒頭、委員会の意思として決めてしまったら、付託されている陳情の審議と採決は、どういう意味を持つのですか。

いつものとおり、質疑が終わってから意見調整で、陳情については賛成か否かという各会派の態度表明なのでしょう。だけれども、冒頭で決めてしまっていたら、一体どういうことになるの。二度同じことを決めるのですか。そういう2点について委員長の見解を伺いたい。

#### **委員長**

これはさきほどから何回も申し上げております。

1点目については、陳情者の皆さん方に本当に失礼のないようにという形の中で進めていかなければならない。

2点目も同じかと思うのです。

陳情をされて、要するに今陳情の聴取をするか否か、それだけの問題で今動いているわけです。陳情全体をどうするかという話ではないわけです。

これはさきほども申し上げましたように、陳情に対する採決というものに関しては、質疑が終わった後、休憩を取って、各会派が、その陳情に対しての態度表明をするということはさきほども申し上げました。

それで、今、皆さん方にお諮りしているのは、陳情者の皆さん方から出ている、要するに意見を徴していただきたいということについて、冒頭で皆さん方の意見を取りまとめないと、逆に陳情の皆様方に失礼に当たるだろうということ、今お諮りをしているのであって、陳情の中身について今やるという話ではないのです。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**北野委員**

そうすると、委員長が冒頭、陳情者の代表の意見うんぬんのことについて、こうしたいというふうに提案されたことを僕はもう一回コピーして事務局からもらって、正確にしたいと思うのですけれども、私がさきほど聞いた範囲は、委員長が今述べられたような厳密な意味では私たちに諮っていませんよ。だから、異議の申立てをしているのですから。（発言する者あり）

だって34人にしてくれということは、意見は聞かないけれども、後で協議するというのでしょうか。

**委員長**

意見陳述の場を設けてもらいたいのがゆえですよ。

**北野委員**

だから、そうすると、この陳情の第75号、阿部房江さんから出ているのは、陳情項目について、まず1点目、34人にすること。なお、ただし書きで議員定数問題で当組合の意見を聴取していただきたい、こうなっているのです。それから77号もそうです。

そうすると、さきほどの委員長のおふれであれば、事実上の75号、77号は採決したのと同じことになってしまうわけです。

だから、厳密に提案されていないから、私と古沢委員の方で、再三議事進行でもって、この問題の扱いは不適切だということを申し上げているのですから、どういう扱いにするのですか。

**委員長**

陳情75号と77号に、要するに陳情項目は小樽市議会議員定数を34名とすること、77号は小樽市議会議員の定数を34名にしてください、これが陳情項目です。

そのほかに、下に、なお、75号は当組合代表の意見を聴取していただきたい。77号も陳情趣旨の1、なお、代表者の意見を聴取していただきたい。

これは陳情項目ではないと思うのです。あくまでも陳情項目であれば2になると私は思います。（「えっ、そうなんですか」と呼ぶ者あり）

私はですよ。

**北野委員**

そうしたら、本文に書いてある趣旨は全部消されるということになるの。

**委員長**

趣旨に沿って項目がある訳ですから。陳情趣旨があって、陳情項目として議会上がってきている思うのです。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

**佐野委員**

本論に入っていった中身に入っていくのだけれども、陳情者の意見を陳述してもらうか、この議論は冒頭に委員長が提案していて、それで今、議事進行がかかっているのです。

だから、さきほども触れたように、いいですか、議会活性化研究会の佐藤座長の下で、約2年間、どういうふうにかかれた議会運営をするかという、最終、北野さんも署名・捺印した、そういう約束事というのがあるわけ。その中には、市民以外の者から出される陳情は、皆さん、どうすべきかという議会全体の取決めがあるわけさ。

だから、今回も皆さんから出されている陳情については、今、委員長が、どうしますかという、理事会もやった、いろいろな話合いもしてきた、そして今、ここで正に決めなければならないこの場面で、どうしますかということをお求めている話なのです。

それと、もう一つは、これは我々が当委員会で呼びましようか決めて、呼ぶのは我々が呼べないわけ。正式には、これは議長が呼ばなければならないわけ。そうすると、そういうことだとして北野さんはわかっているわけ。

**北野委員**

わかっていますよ。

**佐野委員**

わかっているながら、ここでこういうふうにするということは、正に意図的に、これを何か延ばしているような扱いにしか見えないわけさ。

**北野委員**

冗談じゃないよ、あんた。そうやってまたひぼう中傷する。

**佐野委員**

委員長が言っているように、まず、呼ぶか呼ばないかということをおきちんと決めて、そういう約束事になっているわけだから。それをはっきり判断することなのだから。

それに、いや陳情の趣旨は、国民の知る権利はなんて今さらこんなことを言ったってだめな話だ。それは活性化の見直しの、こういう決め事を否定する話じゃないのか。重大な問題だと言っているわけ。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**北野委員**

佐野委員は、あなたは、今日に至るまで一貫して私どもに対して失礼な言葉を吐いているのです。

自分が質問に答えられなくなれば、低次元の質問だとか、もっと広い立場でやれとか、無礼千万な話をしているのです。その都度、指摘しておきましたけれども。今も、長引かせるためにやっているのだと。冗談じゃないですよ。私は、この問題について意見を述べさせてほしいという方々が今お見えになっています。だから、述べさせるべきだということを前提にして、皆さん方と委員長の議事裁きについて意見を述べているのです。

委員長の議事裁きについては、結局、数を頼んで決める以外の何物でもない。それは確かに委員長は自分で勝手に決められない。それは当然です。

だから、諮ると言うけれども、諮ったら、共産党以外はみんな意見を聞かないという方々ばかりなのです。そういう数を頼んで（発言する者あり）、いやいやそういうことでしょう。あなた方、撤回するの、理事会の意見を。

**佐野委員**

そうしたら、不採決とかいうことは認めるのですか。

**北野委員**

そんなことはないです。

だから、訴えをそこで聞く聞かないで意見が分かっているわけだから、陳情の中身を審議するのであれば、もうちょっと慎重な扱いが必要だということを申し上げて、そして、公明党の佐野委員が言った失礼なことは、これは撤回してください。

**委員長**

北野さんが言っているそのものがあるから、今、皆さん方にお諮りをしているのです。

**北野委員**

長引かせるということを前提にしているからでないの、佐野さんの言っているのは。

**佐野委員**

いやいや、そんなことはないよ。

**北野委員**

いや、あんた、今そうやって自分で言ったでしょう。（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

**古沢委員**

最初に、議事進行でお尋ねしたのは大きな疑問があったからです。

一つは、率直に言えば、かなり多くの皆さんが、誤解を恐れずに言えば、極めて民主主義を狭く理解したがる人たちだということに思わざるを得なかったからです。（発言する者あり）

それで、さきほど紹介しました地方自治法の109条の5項の参考人ですが、出頭も委員会が決めて出頭を求めるわけです。

ところが、その参考人が何がしかの理由で出頭しない、不出頭の場合は、罰則等の規定はないのです。

つまり、どういうことかと言えば、憲法や地方自治法の趣旨から言えば、出頭して意見を述べるかどうかというのは陳情者の側にあるのだというふうに見るべきことなのです。

だから、出て意見を述べたいというときには、議会の側は、会議規則、委員会規則27条を発動させて、議長を経て、ぜひおいでください、意見を聞かせてくださいという立場こそとるべきだから、だから、議事進行をかけたのです。

再考を促したいと思います。

**委員長**

古沢委員、そのために今、諮っているのです。民主主義なのです。

**古沢委員**

委員長、最初から決をとると言ったでしょう。

**委員長**

決をとるということは諮ることではないですか。

**古沢委員**

その意見を言えないでしょう、決をとられたら。議事進行で。

**委員長**

そのために議事進行を皆さん方から聞いて、（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

**北野委員**

結局、議事進行の発言しかできないというのは、そういう運びについて、委員同士の質疑はできないわけだから、結局、委員長が、そういう裁きをすることに関して、私どもとしては議事進行をかけて委員長の見解を聞く以外にないのです。

しかし、古沢議員が冒頭から言っているし、私も言いましたけれども、結局、佐野委員は、活性化のことを言うけれども、私どもは一貫して、陳情や請願を出した方を自動的に呼べとは言っていないのです。希望する方がいたら呼んで話を聞くべきだというのが一貫した立場です。

だから、その立場がなぜ必要かというのは、今、古沢議員が言ったとおりです。だから、希望しない人をしゃにむに呼んでこいなどということは、私は言っていない。少なくとも希望する方は呼んで、意見を述べたいと言って

いるのだから、意見を聞いたらいかがですかと。こんなあたりまえの話を何で聞けないのですか。何日もかかるわけでもないのだから、何時間かで、できるのだから、委員長の議事裁きについては同意できません。

**委員長**

私は今、北野さんが言われているように、なぜ意見を聞かれないのかと言われても、公平な立場でありますから、さきほどから何回も言っています。公平な立場で裁いているわけですから、それは共産党の意見であって、ほかの人の意見も聞いて、その中でもって民主的にその場をおさめていかなければならない。これはわかっていただけのでしょう。

そのために皆さん方にお諮りをして、ご意見をお聞きをいたしましょうかという、それをどうしましょうかと決定をしなければ、この委員会が進んでいかないだろうと、これは当然の話です。（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

**古沢委員**

さきほど北野委員がちょっと触れていました札幌では、そういう場を大いに設けているという話を言っていましたけれども、私どもの方でいろいろ資料を集めてみましたけれども、札幌はそういう状況です。

それから、旭川市です。ここには正副委員長会議確認事項というのがありまして、必要があると認められるときは、提出者及び紹介議員から趣旨説明を受けるとあって、趣旨説明の場は、これを確認事項に基づいて頻繁に行っているようです。

それから、佐野委員ほか提案者の皆さんが類似都市を今回の例の一つにもしています。例えば帯広市、例えば苫小牧市、その2市を挙げて類似都市に倣うと言っておりますが、類似都市・帯広市では、陳情審査の際に陳情者の説明の場を設けているそうです。

それから、類似都市・苫小牧市は、昨年12月に会議規則を改正して、そういう場を設けるようにしているそうです。

例えば恵庭市、趣旨説明をしたい旨の申出があったら、委員会に諮って、それを生かす形で説明の場を設けている、こういう状況のようです。

ですから、もともと議会の場に出席をして、そして、みずからの意見を述べたいという市民の側の申出を、言わんとすることは既にわかっているから、来るまでもないなどという立場は取るべきでない話なのです。それを冒頭、数で決めてしまおうと言うから議事進行がかかるわけです。

再考してください。

**委員長**

再考するつもりはありません。

それと、今、古沢委員の方からありました札幌市・旭川市の経緯につきましては、そうだと思います。調べてこられたのでしょうから。

これは他都市の問題であって、（「都合の悪いところは他都市かい」と呼び、その他発言する者あり）（傍聴席で発言する者あり）

傍聴は静かに。

今、小樽市の議会の中でルールというものが確立をされてやっているわけです。今、類似都市と言われましたけれども、それは、今、呼ぶ呼ばないの中でなくて、古沢さんが言われたのは、要するに提案者の方々が類似都市という形の中で言われているわけです。そうですよね。ですから、そういうものを今の議事進行の中で、意見を聴取するとか、しないとかという話の中ではちょっとふさわしくないのかなというふうに私は思います。（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

**古沢委員**

言葉を返すようで申しわけありませんが、類似都市・苫小牧、帯広、そこは既に議員定数を32に決めている、そういうふうには提案者側は説明されました。

しかるに、小樽市は32名に削り込まなければ、議会関係としてのもろもろ、佐野委員、あれ何と書いていたか。あつれきじゃない。何かこう心配されるというふうにはいいますと。だから類似都市と言ったのです。

**委員長**

それは審議の中の話であって。

**古沢委員**

だから、随時そういう類似都市がこういうふうに行っているのだから。

**委員長**

審議で行ってください。

**古沢委員**

再考して、ぜひ出席をいただいて話を聞いたらどうかと。それで委員長に、そういう方向で再考いただきたいという。

**委員長**

だから、それは共産党さんの意見であって、ほかの方々の意見はまだ聞いていないわけです。それで、これから各党派のご意見を聞きたいという、その前段で止まっているわけです。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

**佐野委員**

だから、せっかく言っているのだから、そういうことであれば、改めて共産党から議長に申し出て、そういう陳情・請願の在り方をもう1回きちっと議論しましょうと。そういうのだったら話はわかるのだよ。ルールが決まっているのだから、今それを壊して、急にさせれなどということ自体が無理だ。

**古沢委員**

呼ばないというのは決まっていないでしょう。

**佐野委員**

だから、そういうようなことが大事だということであれば、議長に言って、みんなでもう1回陳情・請願の在り方、聞く聞かないということをしっかり議論すると、こういうことで申し出てください。

**古沢委員**

そういう議論をしなければならぬこと自体情けない話ですよ。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）  
（発言する者多し）

**北野委員**

佐野委員は、2月26日の本会議で議案第57号についての提案理由説明で、類似都市について言っているのです。苫小牧、帯広を挙げているのです。ここが減らしているのだから、おれらも減らす。

じゃ、あんた、何言っていますか。こういう都市が32名で、それより若干人口が少ない小樽市が34名とするならば、ますます市民の批判は高まる。ひいては議会不信につながると言って、類似都市を根拠にして、あなたは言っているのでしょうか。この類似都市が陳情に対してどういう態度をとっているか、今、古沢委員が言ったでしょう。類似都市の進んだところを学ばないで、都合のいいところだけとるとするのは、ご都合主義の見本みたいなものです。

それから、二つ目、活性化のことで何か陳情者から意見を聞かないことを決定しているかのように言うけれども、そういうくだりはないからね。

だから、私が本文を読み上げると言ったのは、そうなのです。それどころか、例えば、そこでも2年間にわたる議論の中でありましたけれども、仮に値上げなんかが出た場合に、陳情や請願が出なくなると、はがきでマスコミ

の方の協力もいただいて、参考人の賛成・反対の意見を聞く、そういう議論まであったでしょう。そういうことだってできるのだからと。頼まれなかったってやるのだということまで言っていたのです。

そういう議論の中で、とりあえず、そうしたらこういうことで進もうと。その時々で協議するということではなかったのですか、佐野委員。そういう経過は無視するのですか。

活性化研究会で代表者を呼ばないなどということを決めたなどということはないよ。

だから答えてください、委員長。佐野委員がうそついているのだから、とんでもない話だよ。答えてください。

#### **委員長**

今、北野委員からの議事進行で、活性化研究会の中身、それから類似都市についている質問の中身等について議事進行があったのですけれども、関係ないとは言いません。

しかし、今、時間が1時間も過ぎていて、本委員会を始めて、止まっている。そんなような状況の中で、今、陳情をされている皆さん方は、恐らくお待ちになると思うのです、はっきり言って。当日でも間に合うという話でしたので。

それで、この本委員会の中で、きちとした形の中で皆さん方に決着をつけてあげないと、逆に小樽市の議会の議員定数の特別委員会というのは何なのだという話になるだろうと思います。

#### **北野委員**

そんなことにはならないわ。

#### **委員長**

それは共産党さんの意見であって、私の意見はこうなのです。私の意見を聞かれているわけですから。そんなような状況の中で、今、1時間を経過してきている。

これは、さきほど私がずっと読み上げてきていますけれども、実は、ご意見を伺い、決定したいとあって、これより、各会派のご意見をいただきたいというところまで行ってないわけです。

各会派のご意見を伺った上で委員会として判断をしなければ、さきほどから委員長として何回もお話ししていただけますけれども、委員長が呼ぶとか呼ばないとかという話にはならないわけです。

各会派の皆さん方が、呼んだ方がいいとか、呼ばなくてもいいとかということを決めなければ、この委員会はなかなか進まない。それは北野さんも十分わかっている話でやられていると思いますけれども、そこら辺のところを考慮してください。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

#### **北野委員**

意見があるなら、皆さんも議事進行をやってください。私は反対しないからね。

それで、委員長は、あたかも公平なような裁きを私はしているのだと、傍聴者もいるから大変かっこうがいい話でしょう。（発言する者あり）

そして、そこで、それは各会派の意見を聞きたいというふうに委員長はおっしゃっている。（発言する者あり）

しかし、それを今初めて言ったのではないの。理事会を何回かやる中で、特に、6月7日の午前の理事会で各会派の態度というものは、理事会という公式の席ではっきり表明されているでしょう。（「そんな冒とくした言い方はだめでしょう」と呼ぶ者あり）

いやいや、冒とくでないというの。だから、今これから各会派の意見を聞かなければわからないなんていう話ではないのです。そうでしょう。違いますか。（発言する者あり）

だから、もう内部の各会派の態度がはっきりしているのだから、7日11時から委員会を開いて決めようではないかというところまで提案されたのじゃないですか。（「これから聞いて結論を出せばいいのだ。密約でしょう」と呼び、その他発言する者あり）

だから、これから初めて各会派の意見をみんなの前で開陳するなんて、そんなかっこうのいい話でないでしょ

う。もう全部、代表者の意見は、共産党以外は聞かないということを公式に表明しているのです。それを前提にしての委員長の運びだから、私は疑義があるのです。（「これが議会制民主主義なんですか」と呼ぶ者あり）

**委員長**

これは、理事会の中では、代表は来ています。

しかし、委員会構成というのは、理事会の中の決定もさることながら、これは委員会で正式に決まるという物事の道理です。

ですから、理事会でも聞いていますよ。だけれども、委員会の中で、きちっとした形の中で各会派のご意見を伺って、それで判断をしていかなければ委員会は進まないと思っております。

北野委員から委員長うんぬんの話は非常に不愉快です。（「そうだ、冒とくしているよ」、「そんなことない」と呼ぶ者あり）

**北野委員**

自分の言葉を棚に上げて、人のことばかりだものな。

**委員長**

それじゃ。（発言する者あり）（「ちょっと待ってください」「議事進行について」と呼ぶ者あり）

**大竹委員**

さきほど他都市の問題の中で出てきました中身なのですけれども、私は、それを文章的に見ていないから、古沢さんのお話を参考にして申しますけれども、帯広ですね。呼ぶ呼ばないということについては、呼ばないということは決めていない。ただし、呼ぶに当たっても委員会で審議してということが項目としてあるというふうに聞いたわけですから、そのような形の中で、審議して、（発言する者あり）ちょっと黙ってください。審議してということが当然なことですから、その審議に向けて進んでいただきたいと思います。

**委員長**

大竹委員の議事進行です。

さきほども申し上げました。他都市は他都市です。小樽市としてルールというものはきちっと確立されております。そのルールにのっとってこの委員会を進めていきたいというのが委員長の意見です。

**北野委員**

ちょっとちょっと変だよ。

委員長。

**委員長**

それでは。

**北野委員**

委員長。

**委員長**

議事進行ですか。

**北野委員**

議事進行です。

他党の意見を述べたいというのだったら述べてもいいと思うのですけれども、その後、委員長は、そこで採決するわけでしょう。

**委員長**

はい、当然します。

**北野委員**

だから、私は、他党の皆さんの意見は理事会で十分聞いているから、結論は、もう一つしかないのさ。陳情者の意見は聞かないという結論を出す以外にないの。だから、そういうはっきりしている、陳情者の代表の方が自分の意見を述べさせていたきたいというときは、これは聞くべきだ。

それから、大竹委員が、古沢さんのことを引用しているけれども、都合のいいところしか引用しない。

類似都市の問題は、佐野提案の三つの構成の中の重要な一つになっているのです。類似都市がこうなっていると  
言っているのですよ。2回も3回も、そういう言葉を使っている。

ところが、自分らにとって都合のいいことは類似都市を引用するけれども、陳情者の意見を聞いて、あなたが出した帯広、それから苫小牧は、現に事実上、陳情者の意見を聞くというふうになっているのです。

そういうことについて言えば、それは他都市のことだ、類似都市は関係ないと。これでは余りにもご都合主義でないですか。

委員長は、そういう今までの議事進行のやりとりを聞いて、佐野提案が類似都市うんぬんの三つの提案の、三つの理由の重要な一つになっている類似都市について、いとも簡単に否定するようなことを、黙って、はい、はいと認めるのですか。見解を聞きたい思います。

#### **委員長**

今の類似都市に関しましては、審議の中でやっていただきたいという話は、委員長として古沢委員のときに申し上げました。

それと、陳情者の皆さん方の意見を聞くか聞かないかの裁きを今やっているわけです。それで、本委員会が今開かれているわけですから、その中で各会派の皆さん方のご意見を徴して、委員長として最終判断をしたいという、そういう裁きです。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

#### **北野委員**

委員長がおっしゃるとおり、時間もたっていますから、さきほどの理事会で、私は、委員長の議事裁きについて異議があれば委員会で言いますというふうに言って、議事進行も出すということは隠さないでおきました。

#### **委員長**

はい、それは受けました。

#### **北野委員**

それを受けて、今の流れになっているのです。

それで、通常は、意見が分かれています、理事会で委員会の進め方については大筋合意して進めるのです。

例えば、共産党は反対であっても、採決するというところについて同意するということもあるし、同意しない場合は、あなた方がいつも非常手段を取るのです。

ですから、どういう運びをしたいと考えているのか、もし、そうであれば、休憩して理事会を開き、本委員会で平場でやるというのは、おかしいということだけ言っておきます。

これまで理事会で流れについては全部決めてきているのですから、だから、そういうあいまいな委員長の議事裁きについては、僕は（「あいまい」と呼び、その他発言する者あり）あいまいって、どっちになるかわからなかったのだ。だから、議事進行をかけますよという予告をしておいたのです。

#### **委員長**

皆さん方の意見を聞けなかったらわからないから、今さらわかっているわけでしょう。

#### **北野委員**

いいですよ、どうぞ。

#### **委員長**

それでは、今、副委員長ともちょっと相談いたしましたけれども、暫時休憩しますけれども、時間は取りませ

ん。

その中でもって理事会を開いて、すぐ本委員会を開いていきたいというふうに思いますが、暫時休憩ということ  
でよろしく願いいたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後3時10分

#### **委員長**

会議を再開いたします。

これより、各会派のご意見を順次、伺いたいと思います。

共産党。

#### **古沢委員**

私どもの意見は、さきほど十分に述べさせていただきました。

今日、傍聴においでの方の中には陳情団体の代表を務めておられる方もいらっしゃいます。

委員長は、盛んに失礼のなきようというふうにおっしゃっておりますけれども、今日、おいでいただいている陳  
情者の方は、いつ何どき出頭の求めがあっても応じる、そういう気持ちで来られている方ですから、せめて、そう  
いう市民・住民の意向を当委員会がきちんと受け止めるべきであるということ、まず言っておきたいと思いま  
す。

それと、さきほどの地方自治法との関連で参考人の問題についてお話をします。

委員会は公開が原則ですから、非公開でやるというようなことは原則的にあり得ません。しかし、委員会の運営  
に当たって非公開的に運営する場合があります。それはどういうことかということ、参考人として出頭を求めた、し  
かし、公の場で意見を開陳することに慣れていない、十分に意を通ずることができないということで辞退される、  
そういう方も現実にはおられるわけです。

それを、出頭を求めたから、何としても出てこいという、そういうことにはならないわけでありまして、そうい  
う場合は、陳情案件、審議すべき案件で、必要とあれば委員会の席上から傍聴者並びに場合によっては執行機関、  
理事者側の皆さん方も退席を願って審議をするということがあるわけです。

これは、ひとえにそうした住民自治の観点からです。そういう意見を議会に反映させる、議会の側は、住民の意  
見を直接聞いて議会活動に活かしていく、そういうことが住民自治の立場からいってみて欠くことができないか  
ら、委員会の原則とは違って、そういう運営をすることがあり得るし、あるわけでありまして。

そういうことから考えても、ぜひ説明の場を設けていただきたいという陳情趣旨、ぜひとも当委員会では受け入  
れて、そして説明の場を設けるべきであるという、その立場を申し述べておきたいと思えます。

#### **委員長**

次、自民党。

#### **松本（光）委員**

意見を聴取していただきたいという陳情第75号と第77号は、まさに表題が小樽市議会議員定数の法定上限数確保  
方についてという同じ題のものであって、小樽市議会の定数を34名にさせていただきたいという陳情でございますの  
で、これから見ても願意が十分わかりますので、わざわざご足労いただかなくても結構かと思えます。

#### **委員長**

市民クラブ。

#### **松本（聖）委員**

拝見いたしました陳情書によりますと、極めて明快な日本語で陳情趣旨は書かれておりますし、その内容を拝見いたしましても、そこから十分に願意を受け取ることができます。わざわざお時間を割いていただく必要はないと私は思います。

**委員長**

公明党。

**高橋委員**

我が党といたしましても同様の趣旨でございますが、非常にわかりやすい内容でございましたので、内容としては十分理解ができたつもりでございます。

ですから、わざわざ意見を聞かなくても結構かなという回答でございます。

**委員長**

民主党・市民連合。

**渡部委員**

私どもが提案するに当たって、私の関係するところ、あるいは市民の方々から意見をいただいて、その上で一定の判断をさせていただきました。

そして、議論に入った中でも多くの方から問合せ等々ありました。それに対するお答えも平場の中で進めてまいりました。

今回の陳情にかかわる願意については、代表質問をはじめ、これまで聞いておられる面、あるいは主張されている面とほぼ同様のものがありますので、わざわざ意見を聞くというまでもないものと私は判断をしておりますので、その必要はないとの、部屋で一致した考え方であります。

以上です。

**委員長**

委員長としては、各会派の意見が出そろったと判断をいたします。

これより、採決を行います。（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

**北野委員**

再三申し上げておりますとおり、今の意見陳述にあったように、今日初めて委員会では意見が開陳されたわけですが、共産党以外の政党は、既に早くから陳情者の意見を聞く必要なしというふうに言っているわけですから、そういう委員長の運びであれば、もうここで陳情者の意見を聞かないということを数で押し切るということにならざるを得ないので、そういうことはやめていただきたい。

**委員長**

これは、民主主義のルールといえますか、今、各会派それぞれのご意見を順次、お伺いをいたして、これを基として採決をするという運びになるかと思っておりますので、ご理解をお願いをいたします。

**北野委員**

委員長、それはちょっとできないですね。

**高橋委員**

参考人招致を行うか否かについて、直ちに採決を求める動議を提出します。（「反対、反対」「賛成、賛成、賛成」と呼ぶ者あり）

**委員長**

ただいま高橋委員から、参考人招致を行うか否かについて、直ちに採決を求める動議の提出がありました。（発言する者あり）

直ちに、本動議を議題といたします。

本動議は、提案説明、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

本動議に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

#### 委員長

起立多数。

よって、本動議は可決されました。

これより、採決を行います。

これらの陳情に関する参考人招致を行うことに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

#### 委員長

起立少数。

よって、当委員会としては、参考人招致を行わないことと決定をいたします。(発言する者あり)

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合といたします。

それでは、提案者の方は所定の席に着席を願います。

斉藤(裕)議員、着席をお願いいたします。

皆さん、よろしいですか。

前回の質問に関しまして提案者から発言の申出がございますので、それを許したいと思います。

#### 渡部委員

6月7日の委員会において北野委員から何点かの質問がありましたので、お答えしたいと思います。

最初に、苫小牧から江別まで運ぶ原木等が石狩湾新港から運ぶとした場合、運輸局の料金表で換算すると、石狩湾新港の方が10トン車で下限で48億、上限で79億、20トン車で30億から50億円が削減される。

同じく砂川まで運ぶ石炭 322万トン、石狩湾新港の方が10トン車で下限24億円、上限で44億円削減できる。

また、苫小牧から江別まで運ぶ原木等のうち、335万トンを小樽から運ぶとした場合、運輸局の料金表で計算すると、小樽の方が10トン車で6億円から11億円、20トン車で4億円から8億円削減となるけれども、これに対する換算を行えばということであったと思います。

料金表に基づいて、北野委員から数字が示されたことについて換算を行ってみました。おおむね、その計算どおりであるというふうに私は思っております。

次の質問に答えよという2点目であります。

石炭と木材の輸入が増えれば、小樽港の港湾使用料は幾ら増えるかということであります。

これは非常に難しい問題でありまして、1船の本船で何トンを積んできて、そのものから割り出していかなければならないという、この基礎数字をどのように設定してよいかわからないということでもございましたけれども、先日の17日の予算特別委員会で同じ質問を北野委員がされております。

その質問とのかかわりからいって、部屋にいてマイクを通して実は聞いておりました。

その理事者のお答えは、想定船舶5万トンを積んできて、本船そのものが2万7,000トンのグロストンということではじき出しをしていきますと、石炭で換算していくならば4,243万ほど、それから原木397万ほど、また、製材は331万ほど、木材チップは5,400万程度ということの中から、総トータルをしてみますと1億300万ほど、1億円ほどの入港料あるいは係船料になるのかなというふうに思います。

まず、基本の設定がなかなか難しい面でありますから、おおよそのそのもので受け止めていただければというふうに思います。

次が、雇用について、港湾労働者の雇用にどれくらいの波及効果があるかということです。

これも、実際のところなかなか難しい問題であります。

現在、小樽港の港湾運送事業者として指定を受けているのは9社で、事業にかかわる人員は、現場事務として25名、それから、現場要員として229名、登録日雇いとして25.8名という、これが運輸局で出している数字であります。

また、関連事業者は6社、そのほか倉庫関係がありますし、現状、関連業者並びに倉庫業者における人員は把握しておりません。

確かに、扱ひ量が増えることによって人員増につながるわけですが、どれぐらいという面では、なかなか困難であり、それ相当にとのお答えにしかありません。確かに、扱ひ量が増えることによって波及効果は出るものと思います。

それから、4点目は、人口は何人の増加が見込まれるかということにつきましては、人口への波及はあるかと思いますが、どのような形で増になるか、現状を判断しかねます。例えば、苫小牧で石炭を扱ひていて、小樽で扱ひうということになってきた場合、苫小牧の扱ひていた業者が新規参入として小樽へ来る場合、そういう面もあろうかと思ひます。

そうなると、ほかから来ることになりまますから人口増ということになりますけれども、市内の波動性の中で対応していくということになりますと、これまた人口増につながるのかどうかという、もろもろの要素がありまして、この場ではなかなか明快なお答えにはならないというふうに思ひます。

それから、賃金収入で幾ら期待できるかということでもありますけれども、現状、これもどのように考えてよいかわかりません。扱ひ量が増えることによって港湾にもたらす金額は相当のものと思ひます。

しかし、現賃金体系とのかかわりからして扱ひ量が増えると、これまた人の採用等々のいろいろな要素が出てきますので、幾らという面で打ち出していくということについては難しく、想定では賃金もそこそこ上がるものと、プラス条件もまた少しでも確実になるのかという、そういうふうにとらえております。

以上であります。

#### **委員長**

それでは、質疑に入らせていただきます。

共産党。

---

#### **古沢委員**

議論を少しでも発展させる方向で、最初にちょっと交通整理をしたい点があります。前回の委員会で、提案者の皆さんは提案理由を三つでくくっております。

そのうちの人口問題、人口減をその一つの理由にしておりましたが、それに関してマイカルの5,000人定住構想は、昨年、マイカルが破たんしたわけですが、それ以前から、既にこうした構想は白紙、とんざしていたのではないかと、こういう質問に対して、佐野委員あなたは、このように答えられました。

大変驚いたのですが、マイカルが破たんする前ですから、マイカルで小樽の経済再生がなる、あるいは人口増加につながるもの、雇用も拡大できるものと、それはそれは期待してしまして、破たんする前に、あれもだめになる、これもだめになるなんて、そんな想定なんか私はできない、このようにお答えいただいたわけです。

そこで、理事者側の担当に事の経過をただしました。それでご答弁いただいたのは、一部要約になりますが、トータル5,000人構想というのは、掛け算から言えば、その時点、つまり、清算事業団の800戸方針転換という時点のことを指しますが、その時点でなくなったというのは、議会でも答弁した経過がございます、こういうふうに直接的に担当された参事が答弁されているわけです。

これは佐野委員以外の方にもお伺いしたいのですが、佐野委員には、まず、マイカル破たん前に定住人口構想5,000人がとんざするなどというのは、そんなことは想定なんかとても私にはできませんでしたというふうにおっしゃるのかどうか。

それと、5,000人構想が、マイカル破たん以前から既にもう白紙状態になっていたのは事実ではないかということについては、他の提案者の皆さんにもご意見を聞かせていただきたいと思います。

**佐野委員**

議事録からして、そういう発言をしたというのは、再質問みたいな形になっていますが、私は、前の委員会でマイカルが倒産以前にその計画が白紙になっていたのではないかと、こういうことに対して、そういう答弁をしたということですが、一つの気持ちというか、願いというか、そんなようなことも含めて、マイカルが倒産をする以前に、倒産をするということを想定して、あるいは5,000人規模が完全にだめになる等々のことを想定は当然でできなかったし、そういうことは考えたくないという、こんな気持ち、趣旨で、そのときは答弁をした、こういうことです。今指摘のように、マイカルが倒産する以前に5,000人規模の居住人口対策が計画としてなくなっていたということは、そのとおりだろう、こういうふうに思います。

**松本（光）委員**

マイカル5,000人構想ですが、マンションを4棟の計画が2棟になっていたとか、さきほどの清算事業団の今の勝納団地、団地ができれば、また若干増えるでしょうけれども、まだ人口がはりついておりません。

**古沢委員**

あれは、話ですよ。

**松本（光）委員**

あそこも清算事業団の土地だったのですから。

**古沢委員**

けれども、奥沢とオタモイにいる人が移るだけの話だもの。

**松本（光）委員**

その清算事業団が開発をした場合と、今では、白紙とは言わないけれども、5,000人構想が3,000人構想ぐらいいはなったのかなという認識は持っています。

**渡部委員**

前段で不安要素はなかったわけではないという、そのものはちまたで、やはり難しいだろう、何年持つのだろうか、あるいは、これだけの投資ということに果たしてどうなのかというのがささやかかれていたこと、これは事実であろうと思います。

しかし、議員協議会全員の前でその構想を打ち上げて言うことでありますから、そのものに対する期待度が非常に大きかった。

私としては佐野提案者と同じように、余り深刻というよりも、むしろ、その事業に向かって、一つ一つの面が確実に実現できるという、そのものの期待感が相当あったということでもありますから、あと付随する面には、それほど私自身は考えていなかった。期待度の面の大きさを私は持っていたということでもあります。

以上です。

**斉藤（裕）委員**

まず、基本的に投資事業というのは、うまくいったときの効果がどのくらい上がるかということを念頭に可否を判断するということになると思うのです。

それで、5,000人人口増であるとか、経済効果については非常に期待できるものであったということは事実としてあります。

しかしながら、漠然とした不安として当初言われていた投資金額、つまり、まだバブルが崩壊する以前の勢いといえますか、それは一説によると2,000億だとか1,000億だとか、そういうような莫大な投資が行われるのではないかと、こういうような話もあったわけです。

しかし、事業が明らかになるにつれて、その投資金額は縮小してきました。これによって、どういう影響が、事業の効果に影を落とすかということは、漠然とした不安はありましたけれども、そこは、私としては、当時は、今だからマイカルが破たんしましたけれども、大企業の投資が行われるというのは、これは結構なことだと判断したものです。

私たちとしては、いろいろな場面で、この事業の危険性の一番というのは、マイカルという本体が破たんしたときは、小樽市として手の打ちようがない、予想もできない、こういうことは市民の皆さんにも事あるたびにお話はさせていただきます。

今回、残念ながら、そういう結果になったわけですが、ご質問があった定住計画が既に破たんしていたのではないかと指摘に対しては、仮に定住計画が延びたりしても、それは形を変えて、当初の目的効果を目指すというのが事業の本質でありましょうから、何らかの手は打てるものであらうと期待はしていました。

以上です。

#### **古沢委員**

人口減三つの理由のうちの一つにされているわけですが、21世紀プランで、将来人口16万人に関連しても、これまでも議論になってきました。

21世紀プラン自体が既に大きくほころびて見直さざるを得ない、これはもう一致するところだと思うのです。

その中で、16万人にする上で、今後、各種施策を積極的に展開することにより最大限の増加に努めるというのが、言ってみれば人口政策の基本として掲げられていたわけです。積極的展開で最大限の増加、それが16万人という数字だったわけです。

その積極的な展開の中に、マイカルの5,000人定住構想というのは、人口政策プランとすれば、最も大きなテーマというか、そういう積極的な施策展開だったことも事実ではないかと思うのですが、残念ながら、このことは明確なご答弁をいただいていないのです。

いろいろ政策はあれこれありますというような形で、市長なんかもおっしゃっていますけれども、提案者の皆さんは、16万人に定めたまちづくり計画、それも、例えば積極的な施策の展開という中における5,000人定住構想、この点についてはどのようにとらえておられるか、お聞かせください。

#### **佐野委員**

将来人口の16万というのは、21世紀プラン等で、まちづくりの大きな将来視点、そしてまた、大きな目標、希望としての16万という想定ですから、策定している以上、さまざまな人口政策をしっかりとやって積極的に展開をして、より限りなく16万人になるような、こういう施策の展開、人口対策をしなければならないというのは当然のことだ、こういうふうに思います。

しかし、残念ながら、現実には15万を割ってしまうという、こんな事態になっているわけですから、そういったことも含めて、立派な21世紀プランという総合計画はある、それは大事にしなければならないことだけれども、また、それに向かって頑張っていくことだけれども、現実、さまざまな要因で人口が減ってきている。ここをきちんと直視して、我々は、そういう現実を今大事にして、であるがゆえに、他都市との比較も含めて、議員は32で、そして市民の負託でしっかり頑張っていこう、こういう本意で人口問題を理由にした提案をした、こういうことでございます。

#### **古沢委員**

マイカル問題では、いわば与党会派の皆さんの政治的責任、行政側のトップ、市長としての責任という問題を大

分議論してきました。

残念ながら、双方から、そういうご自分たちの立場について、責任の在り方について明快に示していただいたことはただの一度もありません。

問題は、そうした責任問題をはっきりしないまま人口問題を、あたかも市民の皆さんにとってみれば、議会の側からすれば、みずから血を流す、汗を流すということで議員定数を削減するのだという理由づけにしている。そのこと自体にとっても同意できないと思うのです。

さきほどもちょっと議論になっていましたけれども、平成10年の議員定数問題の特別委員会、この当時で言えば、その当時から今まで、どうですか、おおよそ4,000人ちょっとぐらいの人口減でないでしょうか、いかがですか。

**佐野委員**

おおよそですから、そういう4,000人ぐらいが当時から減っているのではないかと。

**古沢委員**

つまり15万4,000から15万を切りました、それで議員定数を削減しますと言うのですが、15万4,000のときには、議員定数を削減するよりも、市民に役立つ議会、市民に役立つ議員、そうあらねばならぬということを全会派で確認して、平成11年に新たに議会が構成されて、今それに取組んでいる最中です。

その議会に私は参加をさせていただくことになったのですが、この4,000人ないし5,000人というのは、その間にマイカルを誘致して、そして定住5,000人構想というのがあって、これが今、皆さんがおっしゃるように、見込みどおりいけば人口減にならなかったのでしょうか。

ところが、そういう意味では政治的にも行政的にも責任の所在を明らかにしないまま、人口は、マイカルが来ても減少してしまう。この責任をはっきりする必要があると思うのです。ご自分たちの責任の取り方というのをはっきりする必要があると思うのです。

お答えいただけますか。

**渡部委員**

確かに、マイカルが動き出すことによって定住人口5,000人という面、人口増にも大きな役割を果たしていく。

しかし、総合計画で掲げた16万人というのは、マイカルだけの問題ではなく、もろもろの施策を展開して、何とか16万を目指していこうというものであったというふうに思います。

と同時に、マイカルを誘致、そこにまた事業展開して、全く人口がはりつく面を含めて、あるいは雇用を含めてゼロであったというのであれば、これは物事は簡単でありますけれども、しかし、そこには3,000人ほどの雇用が成立しているという、この現実を現実としてしっかりとらえて、政策的にまた考えていく必要もあるのではないかなという、私は、そういうふうに見ております。

ただ単に定住人口、確かに5,000人という、だから5,000が成り立たないから人口も減っていった、あるいは、それを目指せなかった。問題は、そういう事業と同時に、小樽市なら小樽市が政策的にしっかりと位置づけをしながら、その目的に向けてまい進していくという、そのことの大事性というやつを見ている。

しかし、もろもろの環境上から今15万を割ってしまっているという、この現実に対して、総合計画で掲げた面に向けて、一致した考え方の下に進んでいくということの大事性というのも、また多分にあるというふうに私は思います。

**古沢委員**

国、道、それから市を合わせると140億、約150億の税金などをつぎ込んでいるわけです。それがわずか2年半で破たんしたわけです。

市長に言わせれば、この計画を進めている間で言えば、破たんなどというのは予想もできなかった。それほど

ものが、実際の話、2年半で破たんしてしまったわけです。

その結果、市民の側には何が残ったかということ、平成27年まで約100億円借金を返済しなければいけない、そういうのが残されたわけです。

そういった点で言えば、みずからの責任をきちんと明らかにすることが事の第一歩だというふうに、私はどうしても思います。

そこで、マイカルに関連しつつ、もう一つの大きな理由に財政が大変だということを挙げています。

その問題でお伺いしたいと思いますが、まず、納税課長がいらっしゃいますから、平成13年度の決算見込数値があれば、速報値でもいいのですが、あれば平成13年、なければ12年度の決算数値で市税の現年度の滞納繰越分の収入ぐあい、これが一つ。

それから、収入未済額に対する措置状況についてご報告ください。

**(財政)納税課長**

13年度の数字につきましては現在集計中でありまして、こちらの方で数字を示すことはできませんけれども、12年度の収納率でお話ししますと、現年につきましては、市税全体で96.9%、滞納繰越分が18.5%、合計で90.7%の収納率になっております。

それから、12年度中における措置状況というお話ですが、これにつきましては、12年度中での数字でいいますと、金額を把握していませんので、件数だけでお話ししますと、差押えが304件、それから交付要求が101件、滞納処分執行停止処分、これが262件、それから、不納欠損処分で義務者数にしまして2,258人で、欠損額としましては1億5,795万6,218円というのが12年度の不納欠損額、こういうふうになっております。

**古沢委員**

13年度がわかれば一番わかりやすいのですが、財政健全化対策概要を見ますと、6月の中旬には、13年度の決算見込の数字が、この対策委員会に報告されて議論のそ上に上ることになっているのですが、今日は6月の中旬を過ぎていますが、その数字はおぼろげなりともまだ見えてこないのですか。

**(財政)財政課長**

それぞれの集計作業も行っていますので、部分的には出てきているものもありますけれども、まだお示しするような段階ではないという意味です。

また、緊急対策会議の中でも、ちょっとまだ議会中ということで開いていないこともありますので、まだ、その辺の情報は出しておりません。

**古沢委員**

もう一つですが、平成11年、12年の決算数値で固定資産税の収入ぐあいはどういうふうになっていますか。

**(財政)納税課長**

固定資産税の収入ぐあいですが、11年度につきましては、収入が70億8,093万5,517円で収納率は89.6%になっております。

それから、12年度につきましては、74億4,068万3,970円で89.2%ということで、13年度につきましては、現在、集計中なので数字については申し上げることはできません。

**古沢委員**

概数でいいのですが、平成13年度決算見込で、11年、12年の推移から見て、これを上がりそうですか。

**(財政)納税課長**

固定資産税につきましては、私どもの方では、横ばいから少し減るのではないかとということで、一応見ております。

**古沢委員**

そこで伺いますが、代表質問で、私は、税の問題でOBCの滞納税の問題でお伺いしました。市長に伺ったのですが、市長のよって立つべきスタンスは、巨額の税金をつぎ込んでいるから、倒れたら困るので支えるという、いわば強制的な手は入れないという立場を取るのか、巨額の税金をつぎ込んでいるからこそ、OBCにきちんとした納税義務を果たしてもらおうのか、このどちらの立場に立つのかということをお尋ねしました。

同時に、未納であれば、どういった措置を講ずるのでしょうかということもお尋ねしたわけです。

皆さんもご承知だと思いますが、市長のご答弁はこうです。マイカル関連で市税収入の状況につきましては、お話しするわけにはいきません。具体的な数字は言えないということでしょうね。滞納だということは明らかですから、2億7,000万円が市税、一般優先債権、その多く、もしくはすべてが固定資産税2億7,000万円ですよ。

一般論といたしましては、未納となっている場合については、納税義務者と折衝しながら保全されるように措置をとっていくべきものと思っています。このように市長はご答弁をされました。

それで、予算特別委員会に、参考までに保全措置を講ずることができる財産がありや、なしやで調べて、実はあったのです。OBCの持っている土地で、抵当権その他が設定されている土地なのだけれども、例えば小樽市が、その土地を差押え処分をするという措置を講ずれば、その抵当権に2億7,000万の市税が優先するという土地が一つ見つかったのです。

その謄本を資料として市長に示して、さて保全措置を講じますかというふうにお尋ねしたら、具体的なそういう質問に対しては、市長からは、なかなか具体的な答弁をいただけなくて、代わって事務方をということで、代表されて、山田参事がこういうふうにご答弁をされています。

その土地は、104番の土地だと思えば断りを入れながら、小樽市が担保権を設定して、金を払わないと抜かないぞという話になる、いわゆる差押えを排除しないよという話になると、税金よりも何よりも本体が行っちゃうということも想定される。抵当権の設定は難しいと判断している。

代表質問で言えば、一般論として断りながら、私の質問はOBCの滞納問題で聞いていたのですから、未納であれば保全措置を講ずるというふうにお答えいただいていたわけですが、しかし、予算委員会では、これを180度覆しました。これ自体が大変な問題で、その時点で大変迷ったのですが、それはそれとして聞きました。

つまりは、保全措置はとらないという答弁をしたわけです。市長に代わって参事がお答えになりました。市長は、これを否定しません。

ですから、どういうことかという、マイカルの2億7,000万は、納税折衝は、それはそれとして進めますというふうに言っています。ありていに言えば、あるとき払いの催促なしで、これからも行くということです。不測の事態に併せて、保全措置を講ずるべきという立場に立たないということを言ったわけです。

さて、そこで、財政健全化対策概要で言えば、市税収入等は当面増収が期待できない、基本認識の2番目に掲げています。当面は減少が危惧され、増加は見込めないのだ。したがって、入りが見込めないから出るを削っていかざるを得ないということを展開しているのが、この対策概要です。

そういう市長のご答弁に対して、提案者の皆さんは、それぞれどのように考えられますか、見解をお聞かせください。

#### **渡部委員**

代表質問の中での受止めとしては、もらわない、そのまま放置するというのではなく、納税折衝をするなりして、いただくものはいただく。

確かに、保全すべきということに対して、保全する、しないという、その面はあったかと思いますが、保全そのものよりも、いただくものはいただくということをはっきりしておりますので、それは、政治的あるいは政策的なもろもろの要素というようなこともあるかと思いますが、もらうものはもらうという意思確認ははっきりしておりますから、私は、それでよいのかなというふうには思っております。

### 佐野委員

間違いなく優先債権があるわけですから、何らかの形での保全対策というのは当然必要だというふうには思いません。

ただ、今、ご承知のように、再生計画が認知されて、これからまさにマイカルが再生事業としてスタートをする、そういう苦労するこれからのときに、債権があるから全部よこせとかという、そういう議論になるのかどうか。それは担当者同士でしっかり話をしていくということが、まず大事だというふうに思います。

なぜかという、現実的に3,000人の働く人方の暮らしと生活がかかっている。そういうこともきちっと判断した中で、取立ての2億からの金があるのだから、すぐよこせと、後は知らないぞ、こういうことが果たしてできるのかどうか。

ですから、基本的にはきちっと話し合いをしながら、そういう債権、どういう形でどうなのかということをお話し合うということは、僕は、当然そのこと自体も、あの事業が活性化していく、小樽の町が活性化していく、従業員の生活が守られていくということと、僕はつながることだ、こういう認識なのです。

### 松本（光）委員

借金取りの原則は生かして取るということで、殺してしまっちは元も子もないわけです。優先債権ですから、いかに優先して（「そうしたら、一般市民はどうなるの。税金を払わなくていいということかい」と呼ぶ者あり）保全措置をするかしないかの話でしょう。もらうものはもらわなければだめですよ。（「古沢君の質問に答えなさい。私のやじに答えることはないから」と呼び、その他発言する者あり）

だから、結論として保全措置をするべきです。だけれども、死ぬか生きるか、今、再生計画が通った段階ですから、その再生がなるか、ならないかということですので、今すぐ保全措置をして何がなんでも取って、殺してしまうというところまでは必要がない。

### 斉藤（裕）委員

抵当権の設定をするかとか、仮差押えをするかというのは、これは相手方との納税交渉がまだ詰まってないのだと思うのです。

ですから、市の理事者、市長等の答弁とか、又は山田参事のご答弁に行き違いが出てくるというのはあるかもしれませんが、それは想像ができますけれども、ただ、納税交渉のうちの熟度をもうちょっと高めてもらわなかったら、いつの時点で保全措置をとるかということは一概に言えないのではないかと思います。

つまり、今、再建計画に基づいて、それこそ関係者、テナントさんだとか、いろいろな取引先だとかに協力を求めているやさきでありますから、その段階で小樽市がいち早く抵当権を設定することによって、マイナスの効果というのも当然予測されます。

ですから、その辺を十分、再建計画は出されたとはいえ、具体的な熟度を見守って、それは理事者の皆さんも精神的に具体的な納税計画というのを交渉しなければならないと思うのですけれども、あくまでも再建をしようとしている事業主体の担税力の限界というのもありますでしょうから、考えていかなければならないのではないかと。

その中で、例えば、もう既に抵当権が設定されている別除債権というのでしょうか、その高順位に小樽市が、全くのさらに差押えをするというわけではなくて、別除債権の抵当物件に対して差押えをするという方法だってあるでしょうし、これは、債権者がどのような対応で、例えば全くの損金処理をしてしまっただけで、実質的に税金の残額が少なくなってしまうとか、いろいろなケースが考えられますので、もう少し先方の出方を見て、市としては判断すべきだ、私はこう思います。

### 古沢委員

私が代表質問でお伺いしたときには、市長は、確かに保全措置を講ずるというふうにお答えになったのです。それは、多少うがった言い方をすると、これがあるぞというふうに出てくるとは思ってもみなかったと思うのです。

マイカルは全部、政策投資銀行とポスフル、別除権者の2社に抵当権を設定されてがんじがらめになっているから、おいそれとは出てこないというふうに思っていたのではないかと。

しかし、あったのです。それで、それを具体的に示したら、実は、確かに生きるか死ぬか論も出ました。言ってみれば、そんなことをすれば殺してしまうことになってしまう。

だけれども、私は、そのときも言ったのですが、万々がーに備えての保全措置だと。例えば差押えという方法もあるし、例えば市が抵当権を設定して参加猶予という方法だってあるではないか。差押えだって、何としても全額入れないと解除しないよなどということは実務的にはあり得ないのだ。

転売するということには、事情を勘案して解除することだってあるわけですから、保全措置というのは、直ちに換価をし、税に充てるという意味合いとは違うのだということをお話ししたのだけれども、しかし、104番の土地には手をつけない、こういうふうにおっしゃったのです。

そこで、お伺いします。

当然のことですが、憲法の第30条で「納税の義務を負ふ。」というふうになっています。「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と。これは、納税の義務を憲法で負わしているわけですがけれども、税負担の公平の原則というのは、よく一般に言われます。税金は公平に課税されて、それから、これは課税・徴収を含めてですが、公平に納税してもらい、徴収に当たっても公平に対応するということを含めた広い意味がありますけれども、そういう公正・公平な税だということが一つは担保するものとしてあるからこそ、いわば国民は納税義務を負うということを受任するというのですか、背負うわけです。これが不公平だということが税制で明らかだったら、だれも、憲法で定めたとて、納税義務を負うと言われたって大きなお世話だという話になります。

納税者の皆さんは公平に扱ってもらっているから、そういうふうになっているから、憲法30条の納税の義務を市民納税者はみんな背負うわけです。

そうしたら、今度のマイカルのOBCの問題、市の財政が大変だ、市税は、これから増収は見込めないと言っているときに何一つ保全的措置も講じない、そういう立場を取るのだったら、この先どうということになりますか。

私はそのときに言いましたけれども、万々がーにも不測の事態があったときに責任を取る覚悟はしておいてくださいよということ、多少表現は違いますが、そういうふうにお話をしました。

そういう問題になると思うのですが、いかがですか、それぞれお答えください。

#### **佐野委員**

前段の話は、納税の義務があるから全くそのとおりの話ですから、これは異論の余地はないと思います。

そういう等しく納税の義務がありながら、多分、優先債権を保全すると。取らないのは不公平だという、こんな話の議論だというふうに思うのですけれども、単純に言えば、そのとおりかもしれませんけれども、しかし、マイカルの過去からの経緯だとか、あるいは行政的なかかわり、まちづくりだとか、あるいは市民生活の問題だとか、いろいろな大きな観点から見れば、果たして著しく不公平なのか、あるいは客観的に見て極端に不公平の扱いになるのか、この辺のことは非常に微妙な問題というか、判断の問題というか、あるいは政策的問題というか、とらえ方が違ってくるのではないかなというふうに僕は思います。

これがマイカルなり、あれが本当にだれが見てもおかしいというのであれば、それは貸した金を返してくれという話になるのでしょうかけれども、さきほど言ったように、将来のまちづくりだとか雇用の問題だとか、いろいろなことを考えれば、それは当然理由がはっきりしているわけですから、納税者及び一般市民も、だからといって、おれは税金を払わないぞ、こういう意識には立たないのではないかと、僕はそう思っています。

#### **松本（光）委員**

前段の納税義務については、正にそのとおりでありまして、私も今、納税で大変苦しんでおります。

そういう意味で、税金を納めていただくというのは基本ですので、これはマイカルに限らず、ほかにもいろいろ

な折衝をしなければならない未納の税金というのは、まだまだたくさんあると思います。

そのケース・バイ・ケースで、市長がいろいろ判断して決めていくことだというふうに思っております。

#### **渡部委員**

お話がありましたように、憲法30条に基づく税負担の公正・公平というのは、全くそのとおりというふうに思います。

ただ、保全的な措置を講ずるか講じないかという、そのことについては、さきほどの話のとおりでありまして、このことを言うと、また古沢委員から指摘を受けようかと思えますけれども、いわゆる今日の経過と経緯に立って、政治的あるいは政策的な判断も、今、大事なところにあるだろうというふうに思っております。

公平・公正は、政治、政策的なものよりも上回ると言われれば、また返答のしようがありません。

そういう一般的な流れの中での、今はそういう微妙な段階を迎えているということでもありますから、慎重な取扱いの上、そして、ある意味、市長としての判断という中での取扱いはされていくものだろうというふうに思っております。

以上です。

#### **斉藤（裕）委員**

まず1点目の税負担の公平性については、おっしゃるとおりでありまして、まじめな納税者だとか、やりくりをしながら何とか税を納めている方たちもおられるわけですから、そういう方たちに対する納税意欲の低下というのが起きると困るわけですから、おっしゃるとおりだ、こう思います。

それと、もう一つ、取りっぱぐれしたときの責任の取り方ということになりますと、これは残念ながら、徴収の方法というのは、まさしく行政事務の実務に関するものですから、その行政事務の実務を、私たちに政治的な責任を取れと言われても、残念ながら、これは直結しないというのが実情だと思います。

#### **古沢委員**

斉藤（裕）委員は野党ですからね。少なくとも与党の皆さんは市長を支えているわけだから、市長の責任とはまた別ですけども、政治的には当然同様の責任を背負わなければいけないと思うのです。そのことは指摘をしたいと思います。

余り僕の方で長々と時間が取れませんから、一つだけ。今、斉藤（裕）委員がおっしゃられたまち場での納税意欲の低下ですよ。

さきほど納税課長から平成12年度の決算数値で、収入未済額に対する措置状況で304件の差押えがあるのです。交付要求というの、いわば滞納処分の一環ですから、これが101件、400件ほど片方ではやっているのです。マイカルには納税折衝という保全的措置を講ずることを、私流に言えば、あるとき払いの催促なしです。

そうすると、他の納税者にもそういう立場を取るのですか。与党の特に三方、与党の皆さん、市長にそういう態度を取らせるということ容認されるのかどうか、ちょっとお答えください。

#### **松本（光）委員**

当然、マイカルにも、今、納税折衝はしていると思います。何もしないで指をくわえて見ているわけではありません。

#### **古沢委員**

だから、これからは、ほかの納税者にもマイカル方式でいってくれるのかというのです。

#### **松本（光）委員**

さきほど不納欠損金が2,258人で1億5,795万あったと。これは市長に責任を取れと毎年やっているわけではないわけですからね。

#### **古沢委員**

そのことの中身を説明すれば、またいくらでも説明するよ。

**松本（光）委員**

だから、ケース・バイ・ケースでよく折衝をしていただいて、少しでも。（「それがくせ者なんだ。マイカルだけは取らない。」と呼ぶ者あり）

**松本（光）委員**

マイカルであろうがどこであろうが、同じく折衝をしていただきたいと思います。（「古沢質問に的確に答えてください。」、「はい、次は、与党三党は答えてください。自民党は答えました。」と呼ぶ者あり）

**古沢委員**

ほかの納税者の皆さんにも、そういう立場がわかっていますから。

**佐野委員**

だから、マイカルだけ特別扱いするなら、そんな話になっているのでしょけれども、さきほど言ったように、マイカルというのは、公共性と言ったらちょっとこれ、横暴かもわからないでしょうけれども、著しく不公平だとか、客観的にどうなのか、いろいろなことを考えて、ましてや、いろいろな大きな、もっと違うまちづくりの観点だとか、雇用を3,000人にし、また雇用、生活いろいろなことを含めて、トータル的に考えれば、すぐよこせ、よこせと、ほかの納税者に影響が出るから、こういうことにはならないというふうに僕は思うのです。

ただ、市長は、あるいは行政は、このマイカルの、これは市民に説明する必要があると思うのです。こうなっていますから理解してくださいと。そういうことはあるけれども、客観的に、一般の納税者と、こういう大きなまちづくりの事業から発生する滞納と一緒にして、全部よこせ、よこせ、よこせということは、余りにも厳しいのかなと。

だから、言っているように、そこにはきちっと話し合いをし、さまざまな検討をする、そういういわば調整するということが絶対に必要なことだよと。

つまり、古沢さんの言わせれば、納税者は同じなのだから、納税意欲を欠くのだから、マイカルはつぶれてもいいから2億全部よこせと、こういう議論をやっていたならば、じゃ、ほかの人方はどうなのですかと、こういうことにだってなるわけだから、そこは政治的な、あるいはさまざまな話し合いによる判断というものは絶対に必要だと僕は思います。

**渡部委員**

原則は、公正・公平であるべきということでありますから、さきほど斉藤（裕）提案者が言いましたように、納税意欲の低下につながらないような措置を含めて、今後の対応を図っていただくということしか私は言いようがないと思っています。

**古沢委員**

私は最後にしたいと思いますが、問題は、当のマイカル本体自身が、皆さんがどういうふうにおっしゃろうと、これは議会の議論でははっきりしてきていることですが、社長を務めていた四方さんなんかははっきり言っているわけです。行け行けどんどんでマイカルはつぶれた。その理由の最たるものが小樽のマイカルだと。止めようと思ったけれども、国も道も市も絡んでいて、とても止められる話ではなかった、こういうふうにはマイカルの社長自身が告白している事業だったのです。

そこに巨額のお金を注ぎ込んで市に大変な借金を残した。だから、ある意味では、一般のまち場で頑張っておられる納税者の皆さんよりは、もっと先んじてそういう措置を構すべき、逆に言えば、そういうふうにならないように企業としての社会的責任を果たすべきOBCだったのです。

ですから、このまま放置しておくことはできないのです。だから、あなた方が態度を変えない限り、このことは引き続き僕は絶えず議論していきたいと思っています。財政問題を理由にしたり、人口減を問題にして定数減を語るこ

とはやめてください。

**委員長**

今もう2時間1分になりました。まとめてください。

**北野委員**

古沢質問の最後にかかわって、財政部長に尋ねます。

マイカルの市税滞納が2億7,600万くらいありますね。ところで、部長に聞きますが、小樽市が平成14年度、これから2年で補正に財源は何ぼ留保されていますか、これから使えるお金は。

**財政部長**

2回定例会の補正で今提案をさせていただいています財源の不足の充当につきましては、今、減債基金の残りの関係で3億1,003万ほどありましたのを約1億円充当しておりますので、残りは約2億1,000万ほどになります。

**北野委員**

だから、これから来年の3月まで使えるお金が2億1,000万しかない。

一方、マイカルには2億7,000万からの市税の滞納があるのです。これを納めてもらわないと、市の財政は立ち行かなくなるのではないのでしょうか。マイカルがつぶれたら大変だ、つぶれたら大変だと。あなた方はマイカルのことは心配するけれども、小樽市の財政のことについて心配しているのかというふうに言いたくなるのです。

一方、広報「おたる」の5月号では、財政が大変だ、市の台所は火の車だ、こう言って、市民に我慢せいと。ある程度協力を求める、こういうふうにまで言っておきながら、市民を脅かして、マイカルには、そういう甘い態度は認められない。

公明党の佐野委員はさっき重大なことを言っているのです。そういうことであれば、広報「おたる」かなんかで、なぜマイカルに2億7,000万円払ってもらおうようなことを、今、留保しているのか、そういう説明を市民にするのですか、あなた。それを答えてください、財政部長と公明党の佐野委員。

私の話を聞いていないの。

**佐野委員**

余り聞いていなかった。もう1回言って。

**北野委員**

前段は、まず財政部長が答えてください。

そういう小樽市の財政は、来年の3月まであと2億1,000万しかお金がないのです。一番大きい市税の滞納をきちっと納めていただかないと、市の財政はゆるくないでしょう。何を考えています。

**財政部長**

5月15日の広報「おたる」で、財政状況について緊急の特集をさせていただきまして、これは、特に最近になって、市税だとか地方交付税の収入状況が、予定していたよりもかなり下回るというような状況があったものですから、そういう中で、13年度の交付税の収入だとか、そういうものも勘案しながら、ここ3年ほどの見通しを立てましたところ、財源が非常に苦しいという状況を、我々は内外ともに示していきながら、相当な対応をしなければならぬだろうということでの報告というか、お知らせを広報でさせていただきました。

そういう中で、これからは具体的に財源対策関係を含めて、今、市全体の事業を見直ししていこうという予定でありますので、そういう作業を今進めている最中でございます。

実際に、今いろいろご議論がありました税収入の関係については、当然、そういう公平・公正な税負担をいただくというのが基本原則でありまして、そういう中では、我々も税を賦課した中では、いろいろなケースがありますけれども、納税者の担税能力だとか、いろいろなものを公表させていただきながら、なるべく税収の向上に向けた努力を日々やっているわけでありまして、そういう中で、今後とも、一般的に収納率の向上を図りながら進めてい

きたいというふうに思っております。

**北野委員**

だから、それが公平に付されるように努力していただきたいということは言っておきます。

質問を変えます。

財政の無駄遣いをやめれば、議員定数を削減する必要はさらさらないという立場から、財政問題、特に石狩湾新港の14メートルバースの問題で質問をします。

渡部委員の方から、6月7日に答えられなかったということで資料を出していただいた。あなたの出した資料に基づいて予算特別委員会で、もうちょっと表にした方がわかりやすいというので、こういう資料をつくったのです。

だから、これは共産党要求資料になっているけれども、もともとは、あなたが私によこした資料を、こういうふうに、私流に言えば見やすくしたということですから、元は、あなただということを前提にして聞いてください。

あなたの提出した資料によっても、石狩湾新港に337億円もかけて14メートル水深の岸壁をつくったら、苫小牧から江別まで運ぶより、石狩湾新港から運んだ方が、10トン車で運んだら80億円も王子製紙その他の関連企業は運賃が安くなるからもうかるのです。北電が砂川まで運んだら、44億円も安くなるのです。あなたの資料ですよ。

だから、こういう莫大な運賃の軽減のために、王子製紙だとか北電など、そういう大企業のために石狩湾新港にわざわざ337億円もかけてサービスする必要があるのかということ、まず渡部委員に聞きたい。

**渡部委員**

最初の石狩湾新港という件について、その必要性を含めてお話ししたとおりであります。確かに、数字上のはじき出しだとか、そういう面から見ていった場合、このような大きな数字になりますけれども、しかし、現実、この数字がそっくりそのまま石狩に移行したり、あるいは小樽港に移行したりというのは、どうなのだろうかという、そういう面もあります。

石狩湾新港は、いろいろな議論を呼んで今日に来ておりますけれども、その必要性に応じて今日まで港湾計画に基づいて整備していることでありますから、今一つ一つの分析、あるいは研さんを行った中において、こうだからだめというようなことにはなかなかならないであろうというふうに考えております。

**北野委員**

だから、あくまでも337億円かけて王子製紙や北電に奉仕する港湾建設を進めるというのがあなたの考えなのです。これは与党の考えで提案者の考えでもあるのです。斎藤（裕）さんのところも賛成していますから、そういうことですね。違ったら後で言ってください。

そこでお尋ねしますが、新しい話をすれば、提案者の側は、そんなことを今言われたって答えられないと言うから、私はわざわざ予算委員会で予行演習をやっているから、部屋で聞いていたでしょう。だから、そこまで親切にして、私がこれから質問しますから、これから答えられないなんて言ったら、これは本当に大変なことですよ。いいですか。

まず、石狩湾新港で原木を扱うというふうになっているのですが、平成11年、12年、13年は、北洋材の輸入は1件も扱われていません。その理由が砂あらしがひどくて、木材が目詰まりして、製材会社のグラインダーなんかが歯こぼれになって仕事にならぬと苦情が出て、小樽に入ってきたのです。

石狩湾新港は、そういう砂あらしが吹き荒れて木材の扱いには不適だということははっきりしているのです。

そこへ何で、石炭とともに木材を主に扱う埠頭を337億円もかけてつくらなければならないのですか、これは渡部委員に聞きます。

**渡部委員**

作らなければならないのですかと言われても、私は。

**北野委員**

あんたが賛成してつくっている側でしょう。

**渡部委員**

それは全くそのとおりでありますけれども、一つ、東ふ頭における取扱いという面では、砂あらしがひどいということ、それから、土場のアスファルト舗装によって下に走る風が乾燥しているという、そういうものの中と、それから、取扱い上において、小樽で検疫をやって、それから向こうへ行く。今は直行で入れます。それと同時に、例えば2口なら2口、荷役を行うということであっても、2口なら2口しかできないという効率性の問題等々、手続、そういうものがあって、東ふ頭ではなく、小樽で扱うようになってきているということかと思えます。

今、14メートル水深のふ頭に原木をということでありますけれども、それらは、今までの悪い条件を克服しての取扱いというしか私は言いようがないというふうに思っております。

**北野委員**

そういうやり方が許されるのかということを知っているのですから、言っていることにちゃんと答えてください。

それで、石狩湾新港建設のときに、北洋材、原木ですよ。北洋材は石狩湾新港、南洋材は小樽港というふうに機能分担をしたのです。これは皆さん方は忘れていないでしょうね。ところが、実際にそういう振分けをしてやっていったら、石狩湾新港では全然木材を扱うような状況にないということで、業者の苦情がここ3年間、特に14年度は、私は資料をいただいていませんが、11年から13年までは原木は扱われていないのです。

それなのに何で、原木やチップ、製材を扱う、いわゆる木材を扱うふ頭をつくらなければならないのか。おかしいでしょう。そういう無駄遣いをやっているのです。このために、337億円のうち小樽の負担分は15億円です。こういう無駄なことをやめれば、佐野さんの答弁では、議員1人年間900万節減できると。今35人ですから、3人であれば年間2,700万円です。ところが、15億円ということになると、何年かということはこの間、聞いたでしょう。

だから、そういうあなた方の議員定数削減の論法というのは、財源的なことをちょっと指摘しただけでも成り立たない。だから、議員定数削減の理由は崩れているということです。

感想があれば後で言ってください。

それから、もう一つ聞きますけれども、小樽市に直した場合のことをさきほど渡部委員が言われました。

仮に小樽市で石炭なり原木を扱ったらどうなりますか。これは渡部委員から言われるまでもなく、私の立場は、資料としてあなたが出されたものをベースにしてやっていますけれども、しかし、実際に、それがそっくり小樽で石炭や木材が扱われるかどうかは、経済は生き物ですから、それはわかりません。だから、多少の増減はあるし、それは減るかもわかりません。だから、そういうことを前提にして、あなたの資料を基にして私は質問をしているのです。

あなたが答弁されたのは、仮に苫小牧で扱われている石炭や木材が小樽で扱われるとすれば、入港料、係船料で約1億円ちょっとなのです。

しかし、あなたの資料にはないけれども、港湾特別会計で港湾施設用地使用料となっている。土場を使った場合、専用するからね。

それで、その場合、幾ら入ってくるかといったら8,000万円入ってくるのです。だから、仮に苫小牧で扱うのを小樽に持ってきた場合は、小樽市は1億8,000万円の増収になるのです。財源的には大変大きなものがあるというふうに思うのです。

ですから、この点にかかわって答弁していないのが二つある、認めたのは、石炭や木材が取り扱われることになれば雇用効果がどうかといったことについては、あなたはいろいろ言っているけれども、要するにわからないから

答えられないと。

それから、人口が幾ら増えるかということについても、結局いろいろ言ったけれども、わからないから答えられませんということなのです。

私は、このことは予算委員会でも指摘しましたが、小樽市が今、人口増だとか、何か大変苦勞をされている。だから、唯一具体的な人口 5,000人増やすといったマイカルが破たんして、依然として、マイカルの動向いかにかわからず人口は減っているわけです。15万を切ったのですから。だから、あなた方のその努力はなかなか実っていない。

だから、小樽港をもっと活用すれば、337億円もかけなくても、小樽港の港湾収入の増になるし、港湾労働者の雇用効果にも影響が出る。プラスの要素があるのですから、共産党の提案は、それはいい提案だと。ここで何人雇用になるか、人口増は何人かということをおなた方は喜んで計算すべきです。何で今日まで計算できないのですか。

委員長、これは答弁できないということになっているから、時間をとってもいいですから、ちゃんと答弁してください。これだけ私が具体的に小樽の活性化について提案しているのですから、こういうことをやっていただきたい。

ところで、この石狩湾新港の問題で、市長のスタンスについては、提案者の側はどういうふうに理解をされていますか。市長がいるから市長に答えてもらえばいいけれども、まず、あなた方は市長の態度をどう理解しているかを伺います。

#### **佐野委員**

市長の態度をどう理解するかということも含めて、さきほどからいろいろと新港のことを言っていますけれども、北野委員、共産党は、石狩湾新港は無駄な公共事業だ、まず、こういう前提でものを言っているわけですから、それは基本的に我々が見解が違うということを冒頭、申し上げておきたい。

この新港の港湾事業というのは、もちろん、国と道と小樽と石狩が共同管理しながら、多くの時間と多くの費用をかけて、まさに一つの湾に二つの港、それから共存共栄するためという、こういう最大の願いを持って現在建設をしている建設途上港、こういうわけです。

しかし、残念ながら、さきほどから指摘されているような、木材だとか荷役なんかの、こういう一部事業変更だとか、これはあることは間違いない。

しかし、それをもって、まさに無駄な事業だと決めつける共産党と、我々、いわゆる共存共栄を願うという、この認識の違いだけという話ですから、まして、そのことをもって、さきほど言ったように、無駄な事業だと。そんな金をかけるのなら議員何人でも増えるという、こういう議論は、基本的に僕は別の問題だということをいつも言っているのです。低次元だと思うけれども、それは別の問題なのです。だから、そのことを逆にきちっと指摘しておきたい。

ですから、そういう北野委員がおっしゃる議論を、議員定数に対して関心を持っている市民に聞かせたら、一体どう思うか、こういうことを僕は逆に思うくらい議論が合わないというか、こういうふうになっています。

だから、そういう意味では、市長が新港管理者として一生懸命にやっていることについては、僕は基本的に、歴史的に賛成してきたという経緯があるわけですから、今さらだめだなんて、こんなことは言えるわけではない、こういうことです。

#### **北野委員**

委員長、聞いていることに的確に答えさせてください。

私は、市長のスタンスを、今の瞬間、市長がどういうふうに考えているか、あなた方は正確に承知しているのかと聞いたのです。市長は、そんなことなんて言っていないよ。我々共産党にかかわるようなことを市長は言ってい

るかい。そんな聞いてもないひぼう中傷はやめてください。

**渡部委員**

石狩湾新港にかかわって代表質問あるいは委員会質問、それから、直近ではたしか17日に市長から答弁があったと思います。

小樽港と石狩湾新港は、道央圏、日本海側の物流拠点港として、それぞれの特性を生かしながら、ともに発展を目指していくという、このことが市長のスタンスかというふうに承知してございます。

**松本（光）委員**

機能分担を図りながら、共存共栄を図って市長は進められているだろうと思います。

それから、我々は、財政は大変厳しいとは言っていますけれども、個々の事業については、それぞれに評価が分かれるところですから、これとこれをという比較対照をして物事を進めているわけではありません。比較対照したら、さきほどの北野委員の話のように、2,700万のために337億なんて、金額的にもとてつもない対照になってしまいます。だから、違う観点の評価になるうかと思えます。

**北野委員**

それは無駄遣いだからさ。

**委員長**

北野委員、32分経過です。まとめていただきます。

**北野委員**

まだまだたくさんあります。

**委員長**

各会派ありますので。

**北野委員**

答えていないのは、さっき言った渡部委員が認めた二つありますからね。そのほかに積残し、答えられないものについては改めて聞きます。

石狩湾新港建設に伴う小樽市の管理組合負担金と新港関連地域からの市税収入、昭和53年度からなんべんも議会に資料を出されているから、その合計、年度はあなた方が押さえているところでいいです。

石狩湾新港管理組合負担金の合計が、昭和53年度から今日まで小樽市は幾ら持ち出したか。新港の関連地域から、固定資産税その他の税金が何ぼ入ってきたか、その合計。比較したら差引きどっちが多いかということをお答えしてください。

これは4月2日に聞いて、いろいろ細かいことを言うとか、低次元の質問だとか、そういつてあらん限りの悪ば中傷を私に浴びせて、答弁を逃れたやつですから、今日は絶対に答えていただきます。

**佐野委員**

負担金の合計だとか市税収入の合計、突然過ぎたものですから、今ちょっと持ち合わせていないのですよ。

**北野委員**

4月2日前の話だよ。

**佐野委員**

4月2日前でも、ちょっと予測できないような、細かい数字の話ですから、僕は今ちょっと質問にお答えできないのですけれども、渡部委員、大丈夫できますか。

**松本（光）委員**

リンクさせない立場ですけれども、石狩湾新港管理組合負担金の推移ですけれども、53年から14年まで、合計で72億9,910万4,000円が負担金、それで市税収入は37億7,615万6,000円ということで、この差額は4億6,383万

9,000円負担金の方が多い。

**北野委員**

負担金を72億 9,900万払って入るのです。市税収入は37億 7,600万だよ。引算したら何ぼ。一けた違っているでしょう。

**松本（光）委員**

失礼しました。

**委員長**

北野委員、まとめてください。

**北野委員**

松本（光）委員が合計を言ったのはいいけれども、差引き40億近い持ち出しになっているのです。これが、どうして小樽市のためになるのですか。（「波及効果で税収」と呼ぶ者あり）

波及効果と言うけれども、これは波及効果なんてないでしょう。それが金額で明確に出ているのだもの。その上、小樽港で扱われていた一般貨物がどんどん石狩湾新港に取られているでしょう。それは先日、渡部委員も認めたでしょう。これは波及効果というよりマイナスの効果です。財政上もマイナス、波及効果もマイナス、こういうのが何で小樽市のためになるのかということをお答えください。それは松本（光）委員でいいですか。だれか答えてください。

**委員長**

どなたですか。

**渡部委員**

確かに、開発から進めてきていることからして、負担金の数も相当のものになって、ついに4億6,000万、今回、4億 5,000万の大台を超えた。それから、市税収入という面で今お話のあったとおりです。

共存共栄の立場を取りながら、そして機能分担を図りながらということで進めてきていますし、それから、それに関連する土地利用といったものの中で生産活動も行われてきているということ。

そういう経過にありますから、今、幾ら幾らの損失、差があるから、石狩湾新港はだめなのだとかというようなことを言うのは私はよくないのかなと。むしろ、これから進んでいく過程において、しっかりとしたスタンスの下で両港の発展を期していくという、そのことも大事でないのかなと。

これは最初のときに質問をいただきました。なぜ石狩湾新港が必要なのか。今、仮に小樽が負担金が多いから、あるいは市税の収入が少ないからということで、そこで退いていくという、こういうふうになったときに、社会的影響というものがもろにかぶってくるであろうと。今日まで何とか小樽の言い分を進めながら、一つの開発を進めてきているという、まだ現段階でありますから、これはこれでしっかりと見詰めながら、小樽港の生きる道も探り、そして湾内の日本海としての物流拠点港としての発展を期していくということが大事であろう、そういうふうに見ております。

**委員長**

北野委員、35分経過しました。

**北野委員**

それはありますけれども、答えられないものもあるのだから、休憩して答えるように準備してください。

それと、提案者の答弁にお願いがありますけれども、私は、石狩湾新港のことについて具体的に聞いているのです。毎年、4億 6,000万とか4億数千万ずつ持出しているのです。だけれども、市税収入は入り込んでこない。この間、合計したら40億近い持ち出しになっているのです。これがためになるのか。

それから、皆さん方は触れていないけれども、石狩湾新港にどういう貨物をとられていますか。この間、石狩湾

新港についてどういうふうに認識されていますか。

そういうことも私は指摘をしてきているのです。大竹委員は横から、波及効果があると言うけれども、何も波及効果なんてないですよ。石狩湾新港が進めば進むだけ財政負担は増えるし、市税収入の差額でも、もう40億近い持出しになっているのだから、これをいいなんて言う人はいないですよ。

それから、新港の建設が進んでいけばいくほど、小樽で扱われた一般貨物が持っていかれているでしょう。何々を持っていかれているか承知していますか。

松本（光）委員、わかりますか、教えてください。

**渡部委員**

当時から、あの辺で見ていけば、まず、水産品が大きいのかなというふうに見ております。これは、その背景として、石狩湾新港に立地した大手水産会社とのかかわりで、小樽港に揚げるよりも新港で揚げて、わずかな輸送でもって自分のところに入るという、こういう面からして、水産品は多くなっていくだろうというふうに見ております。

それから、木材に関しては、さきほどお話がありましたように、新港の土場そのものの問題から、小樽港が逆に扱っているということ。機能分担の話もそこで出ましたけれども、当時は南洋材が小樽港ということでありましてけれども、しかし、南洋材は規制を受けて、なかなか小樽港の水面を使うという状況ではなく、また、向こうの雇用との関係で、半製品にしてという、したがって、半製品で入ってくるということですから、南洋材そのものもちょっと変化してきている。その面からすると、南洋材と北洋材、原木の扱いという面では、中間において小樽港でも扱われるような仕組み立てをしながら今日に来ているという、そういう面も。

**北野委員**

石狩湾新港に持っていかれた貨物は何々がありますかと聞いたのだよ。水産品は言っただ。あとは。

**渡部委員**

セメント。

**北野委員**

それから。

**渡部委員**

大きく言って、これかと思えます。

**北野委員**

もっともあってあるのですよ。今、セメントと水産品と言われたけれども、鉄くず、石油製品、石こう、セメントは必ずしもそうでないですけども、あとは小樽で扱うという約束だったでしょう。みんな持っていかれているでしょう。

だから、整備が進めば進むほど小樽港で扱われている一般貨物は、そっちへ持っていかれるということなのです。貨物そのものは裸で扱うのではなくて、最近はコンテナになっているでしょう。そうすると、コンテナ船はみんな向こうへ持っていかれているでしょう。どうして新港が進めば進むほど小樽のプラスになるのか。貨物が入らなかつたら港湾労働者も減っていくのですから、そんなことは渡部委員もよく知っているでしょう。

だから、そういう波及効果なんて大竹委員は言うけれども、波及効果なんて全然ないの。（「全然かい」と呼ぶ者あり）全然です。何があるのさ。議事進行で言ってください。質問が何ほどもできるのだから、提案者に聞いて、こういう波及効果があるということを書いてください。

**委員長**

質問を続けてください。35分が過ぎました。

**北野委員**

ちょっと待って、まだいっぱいありますから。

**委員長**

ちょっと待ってください。理事会でも決めましたように、今日は最終日ということで、各会派20分という目途でもって進めております。

共産党については、多少の時間はということで、35分間ということで質問を続けていただいたわけですがけれども、これからまだあるというようなことになると、これは理事会を開いて調整をしなければいけないというふうに思いますので、休憩をして、理事会を開きたいというふうに思います。

**北野委員**

まだたくさんあるということだけは申し上げておきます。

**委員長**

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時47分

再開 午後5時45分

**委員長**

それでは、休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

**北野委員**

最初に、さきほど出された資料は小樽と苫小牧の比較です。私どもの主張は、337億円もかけて石狩湾新港に水深14メートルバースを作らず、小樽港を活用すべきだというのが主張です。

だから、陸送運賃の軽減というふうに皆さん方はおっしゃるけれども、小樽から、苫小牧で扱われているものが仮に小樽から江別、あるいは砂川まで運ばれたとすれば、渡部委員が提出した資料によっても運賃の軽減になるのです。これは資料で出ているわけですから、お認めになりますよね。

だから、そういう資料を考えて、王子製紙にしても、あるいは北電にしても、石狩湾新港ほどではないけれども、小樽から運んだ方が苫小牧よりずっと安い。億単位の軽減になるのだからね。10億近い、あるいは12億近い運賃の軽減になるわけですから、337億円かけないわけですから、これはずっといいのではないかな。こういう方法をとって、今、国も地方自治体も財政が困難なのだから、そういうふうに切り替えるべきだと私は思うのです。これについて提案者の見解を伺いたいと思います。

**渡部委員**

現在、苫小牧で扱って、そして船揚げもそれぞれの荷主なりメーカーに運ぶ距離と運賃、それから小樽から運んだ場合の距離と運賃ということからすると、そのとおりだというふうに思います。

ただ。

**北野委員**

それは認めるわけでしょう。

**渡部委員**

それは認めます。

ただ、これまでの経過というものを見ていったときには、立地条件を含めて、荷役の体制、それから荷主の意向等々が多分にあって今日の形勢にあることですから、望ましいというそのものはわかっておりますし、今回の議論を通じて、そういった面も、私は私なりに研究してみたいというふうに思います。

ただ、迎え入れるというときの条件として、土場の活用なり何なり、そういう大きさの問題だとか、いろいろな

要素が多分にあると思うのです。

ですから、私は、ただ単に反論するばかりのものでなく、受け止めるために苫小牧にも行って、それから石狩湾新港にも行って、それから小樽の業者なんかに聞いてといったものを参考にしながらお答えをさせていただいておりますので、受け止めるところは受け止めてまいりたいというふうに思います。

#### **北野委員**

渡部委員は、そういう答弁だけれども、私の方の事実は認めるけれども、石狩湾新港の建設を中止して小樽港の活用ということにはならないのですか。それは認めないのでしょうか。

#### **渡部委員**

さきほどお話ししましたように、道央圏、日本海の物流拠点港として、湾内で、現実に石狩湾新港、それから小樽港ということの中で発展を目指して進めてきていることから、委員会なども通じて過大投資にならないように、小樽港の成り立つことも反映しながら今日に来ておりますので、ですから、小樽港をどう生かしていくのかというのが第一義であり、これからの発展を望むというのも第一義であります。

しかし、現実として、そのことは進んでいることでありますから、それはそれとして、共存の立場を明確にしていながら、物流拠点港としての発展を目指すという、それが基本線で今日まで話を進めてきました。

ただ単に石狩のものを小樽に全部持ってくればということも、これも立地条件だとか、そこにもろもろの付随する条件等々のことから、石狩なら石狩ということになっておりますし、現実に母体負担の問題なり、あるいは市税の収入なりというのは、休憩時間に話をいたしましたけれども、平成13年あたりでは3億8,000万ほど、12年では4億2,000万ほど、それで母体負担は13年度は4億3,000万、それから12年度は4億4,000万ですから、市税収入も、そこに伴ってきているという、トータル的に言うと、さきほど、これだけの差があるということでありまして、そういう数字になってきているということでありまして、別の面での効果は出始めてきているものというふうに考えております。

#### **北野委員**

渡部委員、もう少し具体的に答弁していただくように要望します。

今日、せっかく市長が長時間参加されていますから、共産党の主張については、いろいろと聞いていたと思うので、石狩湾新港をストップして小樽港を活用すれば、こういう効果があるということも申し上げました。

市長の見解というのは、佐野委員のような乱暴な見解ではなかったということです。4億数千万の範囲で、これ以上、母体負担が増えないようにするのだというのが、市長のさしあたりの石狩湾新港に対する態度なのです。推進の立場です。しかし、負担が増えないようにと。

しかし、いくら負担が増えなくても、年間4億数千万円ずついけば、どんどんどんどん進んでいくのですから、この14メートルバースにしても何にしても。

そうすると、結局、小樽で扱うべきものだとか、苫小牧から陸送運賃で安くしたいから、本来であれば小樽に来るものが石狩湾新港の方に全部シフトするのだ、こういうことにならざるを得ないと思うのです。そういうことについて市長はどういうお考えをお持ちですか。

#### **市長**

これも、この間、ご答弁したと思うのですけれども、石狩と小樽港につきましては、日本海側の道央圏の物流拠点港として、ともにそれぞれの特性を生かして発展していかなければならない。

小樽港についても、我々としては、とにかくポートセールスを実施して、少しでも貨物が増えるようにということで努力をしておりますし、今、北野委員も言われたように、小樽港が優位性があるから、荷物が来るかという、そういう状況ではないと思いますので、小樽としては、新しい貨物を見つけ出して小樽港の発展につなげていきたい、こう思っております。

**北野委員**

市長はそうおっしゃるけれども、当初、石狩湾新港のスタートに当たって石狩湾新港と小樽港の機能分担です。さきほど指摘した北洋材の原木は、新港で扱うということになっていたけれども、これはふさわしくないということで、頼みもしないのと言ったら変な話だけれども、戻ってきているのです。

だから、自然条件からいっても小樽港の方も立派な港だ。これは渡部委員が砂あらしの話をなんべんもされましたから、砂が舞ってどうしようもないと。あれは単に下がコンクリートで風の通りがいいからというのではないのです。だから、北洋材に砂がめり込んだというのではないのです。これは基本的には舗装しない土の上に置いておいても同じです。だから、小樽にはそういうのがないから、小樽の方に北洋材の原木がシフトされてきているのですから、これくらい地理的あるいは自然条件としてもいい小樽港なのですから、これをもっと活用するというふうにするのが当然です。そういうことを全然やろうとしない。

そこでお尋ねしますけれども、これはどなたでもいいのですけれども、松本（光）委員に聞きます。

さっき石狩湾新港の負担金と新港の関連地域からの市税収入についてお答えになりました。渡部さんは、最近市税収入の方が多いと言うけれども、必ずしも一時的に上がってきているという。

**渡部委員**

多くなってきていますよということです。多いとは言っていません。

**北野委員**

それは多くなってきているけれども、今までのトータルから言ったら、どうしようもない。このまま市税収入が入ってくるという計算ですか。

だから、そのことについて、一体いつごろになればとんとんになるのですか。市長の言うように、4億数万円ずつの範囲であれば仕方ない、持ち出していく。そうすると市税収入も上回ってくるから、昭和53年以来の40億近いマイナスが、一体これから先、いつになったらトータルで逆転してプラスに転ずるのですか。それはどういう見通しを持っていますか。

**松本（光）委員**

さきほど4億 6,383万 9,000円と言ったのは、14年度の予定見込みで、合計でいくと35億以上の負担金増と。

**北野委員**

持出しが増えるということですね。

**松本（光）委員**

ええ、増です。

それで、例えば最近の11年になると、4億 5,000万に対して市税収入が4億 3,000万、それから、12年度は4億 4,000万に対して4億 2,300万、13年度の見込みで4億 3,000万に対して3億 8,500万ですから、大体とんとんぐらいでかなり推移していくのではないかなというふうに思います。

**北野委員**

だから、私は、そういう事実を見て、渡部委員は増えてきているというふうにおっしゃるから、そういう面は確かにあります。

しからば、いつの時点で負担金の、言ってみれば小樽市の持出しと市税収入が合計でとんとんになって、今度は市税収入の方が合計でも上回っていきます、そういう展望はいつごろからですかというふうに聞いているのです。

**松本（光）委員**

展望までは私はわかりません。逆転するのがいつごろかというのは、それはあくまでも予測になりますので、今のところはとんとんで推移していくのではないかなということです。

**北野委員**

とんとんで推移したら、結局は持出し、35億くらいは、いつまでも縮まらないでしょう。そうしたら、そういうことですね。だから、結局、与党の皆さん方は。（「いやいや、そんなことじゃないって。」と呼ぶ者あり）

**北野委員**

違うのだったら質問してもいい、私の質問時間を譲るから、本当だって。関連になるのだから、いいですよ。

**委員長**

はい、どうぞやってください。

**北野委員**

この人たちもやりたいというから、どうぞ。いいのですか。

**委員長**

終わってからやる時間がありますので。

**北野委員**

そうですか。

それでは、渡部委員に聞きますけれども、新港の港湾要覧がありますから、近場でないと見えないので。それで、あなたのおっしゃったのは、ここで扱っている北洋材に砂がめり込んでうまくないからというので小樽に来ているのさ。

今度は、こっちの方で使うのでしょうか。14メートルバースを小樽の方でね。そうしたら砂はないの。これぐらいのもの。東ふ頭と中央水路の掘込みの部分は、そんなに距離が離れていないよ。どなたでもいいです。ここへ置いておきますから、教えてください。

風速がこことここでは全然違うし、砂の量も違うから、北洋材を扱っても心配ないのだというふうに教えてください。

**渡部委員**

前回のときに、私が計画して私が整備をしてということではなく、管理組合の面々が西地区の取扱い、ヒアリングをして、そして一定のものとして決めたことである。

原木を扱うという面から見ていくと、多少なりとも疑問がありましたので、管理組合に出向いているいると話をしましたけれども、しかし、それを扱う施設、あるいはヤード的な面は、これからどうするのかという話です。

それは、原木ばかりでなく、石炭やチップなどを含めてみたら、それはおかしいということでしたから、私は、おかしいと言われても、もう後の答弁はできませんので、その面については撤回させていただきます。

現実、新港の管理組合に出向いて、石炭はどのように扱うのですか、チップはどのようになるのですか、それにかわる機器的な面はどうなるのですかということをお聞きしました。

なぜ聞いたかということ、これも前のときにお話ししましたように、そこで港湾運送事業者や労働者が働くという位置づけの必要性から、そのように聞いてきました。

現状、原木を扱う東ふ頭と同次元のものであるならば、同じパターンで進んでいくであろうし、そのための防じん柵なり何なりというのはどう講じていくのかというのは、これからの取扱いであるという、そういう面で終わっております。

私自身、どうあるべきかということについては、それは、この場ではなかなか言えるものではありません。

**委員長**

北野委員、今で40分過ぎました。

**北野委員**

渡部委員は、私の質問にちょっと答えたのは、これから防じんその他の対策を考えるというだけで、今は対策は何もないのでしょうか。

私が構想したわけではないと言うけれども、あなたは賛成しているのですから、だから、そんなおれは違うけれどもなどという話はだめだよ。それでいいです。だから、結局、こういうふうになると、風の強い砂の巻くところは、札幌ドームの大型のを持って行って、ここへつくらないと砂あらしから守れないでしょう。どうですか、佐野委員は何か意見はあるの。

#### **佐野委員**

詳しくはわかりませんが、砂が発生する要因というのは、今おっしゃるように、さまざまな要因、自然環境も含めてあるわけだから、そういう中で、例えば原木の取扱いなどというのは、新港管理組合議会なんかでもいろいろ議論されていることだし、さまざまな要因なんかも含めて、関係機関あるいは新港議会なんかできちっと議論されて、しっかりした対策などがとられていくべきであって、今、ドームがどうのこうのとかという、そういうことにはならないな、こういうふうには私に思いますので、この場で具体的に解決策はどうするのみたいな話にはならないだろうというふうに僕は思います。

#### **北野委員**

だから、さきほどの質問でも指摘したけれども、現実に北洋材の原木は、石狩湾新港で扱うという当初の大方針があったにもかかわらず、ふさわしくないということで小樽の港町ふ頭に山積みされているわけでしょう。

だから、もうはっきりしているのに、ふさわしくないところに、また、わずか1キロぐらいですか、離れたところに、石炭も扱いますけれども、木材も主に扱う貨物というふうになっている新港の14メートルバースを作って、果たして木材が扱われるようになるのか。だから、私は冗談でなく、札幌ドームみたいな巨大なやつをつくれば、それは砂から守れるかもしれません。だけれども、そんなことは考えられないと言っているから、私も考えられないと思います。

札幌ドーム、何ぼでできたのだったか。サッカーに詳しい人、何百億でしたか。相当なお金をかけているのです。だから、ああいうものをやって覆いをかけないと、木材を守れないような、そういう施設だったらつくらない方がいいのです。

これは、官側の方針ではっきりと石炭・木材を主に扱う。その他鉄鋼なんかも若干ありますけれども、出された資料は木材・石炭が圧倒的です。何でそこに扱ってはならない地理的条件のところ巨額の税金を使うのですか。これは無駄遣いですよ。だから、私は、単に無駄遣い、無駄遣いというお経を上げているような話をしていてはない。具体的な根拠をもって事実を言っているのです。小樽が頼みもしないのに北洋材は戻ってきているのだから。だれか頼みにいったのですか。お答えください。

#### **渡部委員**

一面だけとらえてというのは、なかなか難しい面があるかと思いますが。

確かに、機能分担としては、北洋材は新港、南洋材が小樽港ということでありまして、ですから、石狩湾新港自身も北洋材を入れるためにポートセールスを徹底してやった。そして、いざ来るといことになったら、なかなか条件が悪いということで小樽で取扱っていかざるを得ないという、その面の話は直にやりとりをしたことはあります。

私の主張は、できれば、ここだけにさせていただきたいと思っていますけれども、南洋材は、さきほど言いましたように、半製品だとか、そういった面になってきている。実際、機能分担で小樽港に南洋材が入らないというのは非常な打撃である。したがって、北洋材なら北洋材の取扱いについては、当分の間、小樽港でできるようなことに対する理解を示してほしいというようなことも私は直訴をいたしました。

当然、管理組合を含めて小樽の理事者も、そういった面では訴えをしていながらということで、今日、小樽でもって扱っているという状況にもあると思うのです。

ですから、ただ単に砂ばかりの問題ではなく、そういうことと同時に、また別の形でポートセールスを行って

るという、この事実関係も見ていただきたいというふうに思います。

**北野委員**

私は、小樽の港湾部の機構で振興室をつくって、貨物を引っ張る努力をしているということはわかります。しかし、そういう努力にもかかわらず、実際はそうになっていないから指摘しているのです。

それから、渡部委員は南洋材の問題を再三答弁されますけれども、この南洋材の問題は、石狩湾新港の基本計画で機能分担が決まったときから、私は、前期に委員をやっていたときに代表質問でやった記憶があります。南洋材は小樽だと言うけれども、今、インドネシアその他から、日本の大商社がどんどんどんどん原木を切り出してきて、南洋材は再生がきかないのです、ラワン材なんかは。

だから、これは向こうの方の産業の発展、雇用の問題があって、当時から、日本の商社が原木のまま持ち出すことは、現地が反対して、政府ぐるみで2次加工をやって半製品にして日本に輸出するということが主流になっていた時代なのです。

だから、小樽の港湾があそこにはかき貯木場をつくるということは見通しがいいよということを、あの当時から私は指摘したのです。案の定、そうじゃなかったですか。だから、渡部委員も今の答弁でそのことは追認しているのです。

だから、向こうから見れば、まだ施設は非常に遅れても、2次加工する製材工場があれば現地の雇用対策になるし産業の振興にもなるから、当然、あちらの東南アジアの方では、そういう対策を講ずるのです。

だから、そういうことがわかっているにもかかわらず、南洋材は小樽、北洋材は新港というふうに決めたこと自体が間違いですよということは、当時から私は議論していたのです。こういう点は、もう今日では結論ははっきりしています。

ところで、理事者側に聞きますけれども、最近、ここ1年くらいで南洋材が入ったのはいつですか。あるいは2年、3年でもいいです。

藤島さんだって港湾部長をやっていたらさ。

**助役**

一応、所管の港湾部が来ておりませんので、ちょっと具体的な数字については承知しておりません。

**北野委員**

だから、南洋材はほとんど。

**委員長**

北野委員、48分過ぎましたので、まとめてください。

**北野委員**

まだたくさんあるということは申し上げてありますので、質問は続けます。

それで、渡部委員に聞きますけれども、札幌ドームの面積はわからないけれども、中央水路の入口に14メートルパースをつくるのでしょうか、このところに。この計画では。

**渡部委員**

はい、そうです。

**北野委員**

そういうことで今発注しているでしょうね。

**渡部委員**

はい。

**北野委員**

これは文字どおり吹きっさらしでしょう。

**渡部委員**

はい、そうです。

**北野委員**

だから、言ってみれば東ふ頭と陸との関係で言えば、同じ突堤です。海岸線から見れば同じ位置に突き出したところに14メートルバースをつくるのだから、地理的条件は同じです。砂あらし、佐野委員は、そんなの不可能だ、ドームみたいなものをつくるのは不可能だと。全くそうです。そういうところに無駄なお金を投資するということとはよくないということは、これは強く言うておきます。

それで、副管をやっている小坂助役、そういうことについてあなたは本当に、僕は今度公開、斉藤（裕）委員ではないけれども、情報公開に基づいて、副管がいったいどんな発言をしているのか聞きたいのだけれども、そこまで、私から情報公開をやらなくても進んで答弁できるはずですから、こういう問題のときに、助役は副管として新港の管理組合で、これについてどんな発言をしたのですか。

**助役**

今のマイナス14メートルバースに関してだけ申し上げますと、もう既に私が副管ということで出ていったときには、もう計画が承認されていまして、その後の事業の実施につきましては、先般来、いろいろお答えしておりますように、事業の緊急性ですとか、そういったものを十分配慮して、平準化に努めてほしいと。将来の母体負担の増につながるようなことのないように平準化をしてほしい、そういうことでずっと一貫して発言をさせていただいております。

**北野委員**

そうしたら、助役に聞くけれども、これはだれが副管をやっていたときに決めたのですか。歴代の助役の名前はわかるから、言っていたら私もわかります。

新谷市長のときでしょう。

**助役**

だれがということよりも、第何次の港湾計画に、これが盛り込まれて承認したかということについて、ちょっと精査しなければ今ははっきりお答えができませんけれども、相当前から、この計画は盛られていたというふうには聞いております。

**北野委員**

それには、小樽の助役、今は小坂助役だけれども、前任あるいはその先の助役の方は賛成してきたのでしょうか。反対なんてしていないでしょう。

**助役**

当時の助役といいますが、副管理者として賛成したか反対したかではなくて、小樽市として議会の方にも十分協議をし、そういう賛成というか推進の立場で了承をしていったという経過はあると思います。

**北野委員**

だから、聞かれるまでもなく、反対なんかしなかった。だから、結局、助役の答弁を聞いていれば、その後、公共事業費の予算を急激に積増して、急いで進められたら母体負担が大きくなるから、市長の話ではないけれども、4億数千万におさまる程度に計画は息長くやってください、こういうだけの話でしょう。違いますか。

だから、私は、そういうようなやり方をしていたら、結局、小樽の命とりになるということだけははっきりしたということだと思っております。

そこで、次の問題、次の問題というよりも新港の問題ですけれども。（「委員長、動議」と呼ぶ者あり）

**委員長**

横田委員。

### 北野委員

ちょっと待ってください。発言中ですよ。（「動議、動議」と呼び、その他発言する者あり）ちょっと待ってください。（「動議、動議」と呼ぶ者あり）失礼でしょう、人が発言しているのに。

### 横田委員

平成14年第1回定例会（「ちょっと待ちなさい」と呼ぶ者あり）議案第57号並びに陳情第75号、第77号、第78号、第79号（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）及び第81号の質疑を打ち切り、（「冗談でないよ」と呼ぶ者あり）直ちに採決（「冗談でないよ」と呼び、その他発言する者あり）を求める動議を提出いたします。（「賛成、賛成」「反対」「だめだよ」と呼び、その他発言する者多し）

### 委員長

ただいま横田委員から、質疑を打ち切り、直ちに採決を求める動議の提出がありました。（「何を言っているのだ」と呼ぶ者あり）

直ちに、本動議を議題に供します。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

本動議は趣旨説明、討論を省略し（「そういう、さきほどの理事会で私の質問を認めたのでしょうか。何で打ち切るの。不当でしょう、こんな話。だめだよ、そんなの。休憩して理事会を開いてください」と呼び、その他発言する者多し）

これより採決いたします。（「不当でしょう、そんな話」と呼び、その他発言する者多し）

本動議に賛成の方はご起立願います。（「ちょっと待ちなさい。冗談でないですよ」「異議なし」と呼び、その他発言する者多し）

（賛成者起立）

### 委員長

起立多数。

よって、本動議は可決されました。（「ペテンにかけたと同じことでしょう」「ひどいね」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。（「だめですよ、それは」「委員長、休憩してください」と呼ぶ者あり）

まず、陳情第75号、第77号ないし第79号及び第81号について（「休憩、休憩」「委員長、休憩動議を提出します」と呼ぶ者あり）一括採決いたします。（「委員長」と呼ぶ者あり）

陳情はいずれも採択と、決定することに賛成の方の起立を求めます。（「ちょっと待ってよ。動議を出しているのだよ。休憩動議を出しているでしょう。何で取り上げないの」と呼び、その他発言する者あり）

もう一回言います。

陳情は、いずれも採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。（「当然ですよ、それは。だけど、それはだめですよ」と呼ぶ者あり）

（賛成者起立）

### 委員長

起立少数。

よって、陳情は、いずれも不採択と決定をいたします。（「冗談じゃないよ。そんな強行採決だめです。さっきの理事会の合意と違うでしょう」と呼び、その他発言する者あり）

次に、平成14年第1回定例会議案第57号について採決いたします。（「何言ってるの。委員長、休憩動議を出します」と呼ぶ者あり）

原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。（「賛成」「冗談でないよ」と呼ぶ者あり）

（賛成者起立）

### 委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。（「あなた方は共産党をだましたのだね」と呼ぶ者あり）  
これをもって、閉会いたします。